

中野市  
老人福祉計画  
介護保険事業計画

(平成 24 年度～平成 26 年度)

中 野 市

## 中野市老人福祉・介護保険事業計画 目次

### 《総論》

I 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	
第2節 計画の課題	
第3節 計画の理念・目的・基本方針	
第4節 日常生活圏域の設定	
第5節 法令等の根拠	
第6節 計画策定に向けた取り組み及び体制	
第7節 計画の期間	
第8節 他制度による計画等の整合融和	

### 《各論》

II 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状	5
第1節 高齢者の現状	
第2節 要介護（要支援）認定者の現状	
第3節 高齢者等実態調査（日常生活圏域ニーズ調査）の集計結果	
III 介護保険事業の現状	18
第1節 給付実績の現状	
第2節 サービス資源（介護保険施設）の現状	
IV 介護保険事業計画の概要	25
第1節 人口及び被保険者数の推計	
第2節 要介護（要支援）認定者数の推計	
第3節 サービス利用者数の見込み	
V 介護給付費等対象サービスの計画	28
第1節 居宅介護サービス（介護給付）	
第2節 地域密着型サービス	
第3節 介護予防サービス	
第4節 施設サービス	
第5節 各サービス別給付費の推移	
VI 地域支援事業の現状と展開	34

VII	高齢者福祉事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	第1節 重点的に取り組む事項	
	第2節 高齢者の就業支援	
	第3節 その他取り組む事項	

VIII	第1号被保険者保険料の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	第1節 介護保険財源の内訳	
	第2節 第1号被保険者介護保険料必要額	
	第3節 第1号被保険者介護保険料の負担割合と基準額	
	第4節 低所得者に対する負担軽減施策	

(参考資料1) 介護サービス基盤の状況（市内に営業所等がある指定居宅サービス事業者）

(参考資料2) 中野市老人福祉・介護保険事業計画策定懇話会委員名簿

## 《総論》

### I 計画策定にあたって

#### 第1節 計画策定の背景

##### 1 高齢化の進行

本市においては、国や長野県と同様、年々、少子高齢化が進んでいます。今後も、団塊の世代が高齢者となることもあり、高齢化が急速に進んでいくと考えられます。

本市における高齢者人口（65歳以上人口）は平成23年4月現在、総人口が47,368人に対し、11,773人となっています。高齢化率は24.9%で、本計画の最終年度である平成26年度の高齢化率は27.3%と上昇が予想されます。

##### 2 国や長野県の動向

第5期介護保険事業計画の策定にあたり、国は、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「地域包括ケア」の考え方を提示しています。

「地域包括ケア」は、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく考え方です。介護サービスに限らず、互助・インフォーマルなサービスも提供することにより、地域で高齢者を支えて行こうという考え方です。

本市においても、「地域包括ケア」実現のため、可能な範囲でサービス提供及び支援をしていく必要があります。

#### 第2節 計画の課題

本市においては、急速に進む高齢化に同調して、要介護認定数も上昇しています。

平成22年度末における要介護認定者数は、1,864人であり、平成21年度末の1,825人と比較すると、39人増加しています。

今後も、要介護認定者数は右肩上がりに増加していくと考えられますが、認定者数の増加を抑制していくため、介護予防の取り組みを行う地域支援事業をさらに充実させる必要があります。

また、高齢者間の交流事業や社会参加を促進する高齢者福祉事業を推進することは、身体や生活機能の低下を未然に防止することができ、要介護認定者数増加の抑制にもなります。

以上のことから、元気高齢者に対しては、地域支援事業や高齢者福祉事業をいかに推進していくかが本計画における課題となります。

要介護（要支援）認定者については、いつまでも住み慣れた自宅や地域で過ごすために、

「地域包括ケア」を円滑に推進していくことが求められています。また、要介護状態の重度化を防ぐ取り組みが必要であり、その重度化を防ぐ介護（予防）サービスを適切に利用していただくことが課題となります。

### 第3節 計画の理念・目的・基本方針

#### 1 理念

高齢者が、尊厳を保持し住み慣れた自宅や地域で、安全に安心していつまでも元気で生き生きと自立した生活が送れるように、適切なサービスが受けられる環境づくりを推進することを理念とします。

#### 2 目的

前述の理念のもと、平成37年頃に迎える高齢化のピークを見据え、高齢者が住み慣れた地域で住みやすいと実感が持てるよう、介護サービス、地域支援事業及び高齢者福祉事業を適切に提供していくことを本計画の目的とします。

#### 3 基本方針

前述の目的を達成するため、以下の3点を基本方針とします。

##### ① 生きがいつづくりの推進と活動の場の拡大への支援

前述のとおり、団塊の世代が高齢者となり、今後も高齢化が進んでいきます。そのため、高齢者が、心豊かに過ごせる活力ある社会づくりが必要となります。多様な生きがいつづくりを支援し、高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かした社会参加の仕組みや活動の場を創出していきます。

##### ② 地域支援事業の推進

地域において最期まで暮らし続けるためには、要介護状態となる前から日常的な健康管理や予防対策が必要です。また、認知症高齢者の増加に伴い、地域で認知症の方を支えていく体制が望まれます。

地域包括支援センターの機能を強化し、介護予防事業、包括的支援事業、自立生活支援事業等を実施します。

##### ③ 介護保険事業の安定的運営・円滑な介護サービスの提供

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えあうことを目的に創設されたものであるため、保険者として市民の理解を得ながら、円滑に制度を運営していかなければなりません。また、利用者が質の高いサービスを受けられるよう、介護サービス事業所等の調整

を行い、安心してサービスが受けられるような体制を築いていきます。

## 第4節 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域は、地理的条件、人口、道路交通事情等の社会的条件及び介護保険施設等の整備状況を総合的に勘案し、概ね30分程度で駆けつけられる圏域であることから、市内全域を一圏域とし、各種の介護保険サービス事業等を推進していきます。

## 第5節 法令等の根拠

この計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定により、一体的に策定するものです。

### ○介護保険法第117条

市町村は、市町村介護保険事業計画（基本指針に即して、3年に1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画）を定めるものとする。

### ○老人福祉法第20条の8

市町村は、市町村老人福祉計画（老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画）を定めるものとする。

## 第6節 計画策定に向けた取り組み及び体制

### 1 計画策定の取り組み（経緯）

本計画を策定するにあたり、高齢者保健福祉施策等について広く意見聴取や情報を収集するために、医療・福祉等の各団体の代表委員及び被保険者代表委員等による計画策定懇話会の設置や高齢者実態調査を行い、計画の内容に反映させるため、次のような措置を講じました。

- (1) 「中野市老人福祉・介護保険事業計画策定懇話会」の設置  
平成23年7月29日より 4回開催
- (2) 「高齢者実態調査（居宅要介護・要支援認定者等実態調査）」の実施  
平成22年12月1日調査基準日 対象者600人 回答者529人
- (3) 「高齢者実態調査（元気高齢者等の実態調査）」の実施  
平成22年12月1日調査基準日 対象者600人 回答者551人
- (4) 計画に対する市民からの意見聴取(パブリックコメント)  
平成24年1月30日から平成24年2月17日まで

## 2 計画の推進(点検)体制

この計画は、関係部局と相互に連携し、円滑なサービス等の提供を進め、併せて各種団体・地域組織の協力を得ながら計画の推進を図ります。

また、毎年度介護保険事業運営協議会において点検をし、その結果に基づいて、分析・評価するとともに課題を明らかにし、その対策について検討してまいります。

## 第7節 計画の期間

この中野市老人福祉計画・介護保険事業計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度を最終目標年度とした3年間を計画期間とします。

## 第8節 他制度による計画等の整合調和

この計画は、本市が目指すべき方向性を明らかにし、まちづくりの基本方針として策定された中野市総合計画、中野市健康づくり計画及び中野市地域福祉計画と調和を図っています。また、県の介護保険事業支援計画及び老人福祉計画との整合を図ります。

## 《各 論》

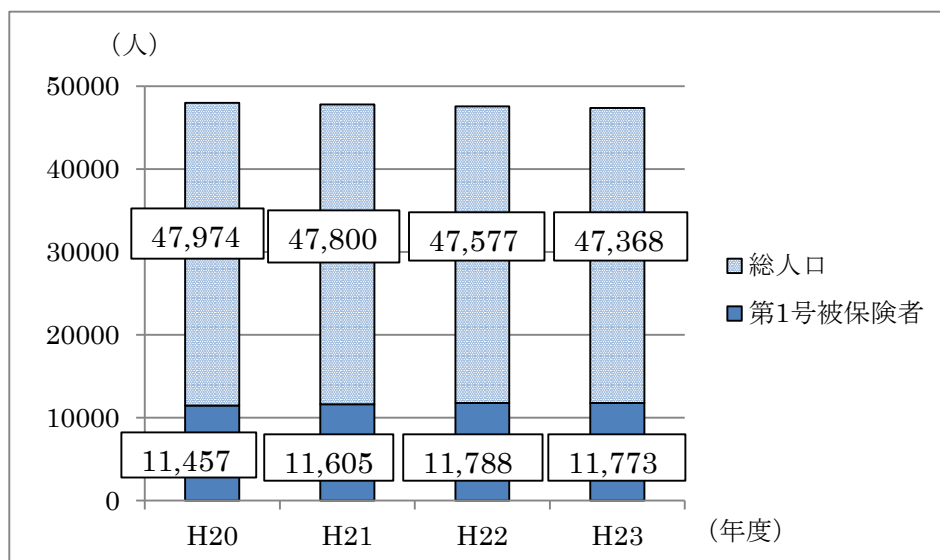
### Ⅱ 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状

#### 第1節 高齢者の現状

本市の総人口は、平成23年4月1日現在、47,368人（住民基本台帳データ）であり、このうち第1号被保険者人口（65歳以上）は11,773人で、総人口に占める割合（高齢化率）は24.9%となっています。約4人に1人が65歳以上ということになり、平成20年度と比べ、高齢化率は増加傾向にあります。（図Ⅱ－①）

高齢者の生活の現状及びニーズについては、第3節 高齢者等実態調査で述べます。

表Ⅱ－① 総人口と第1号被保険者



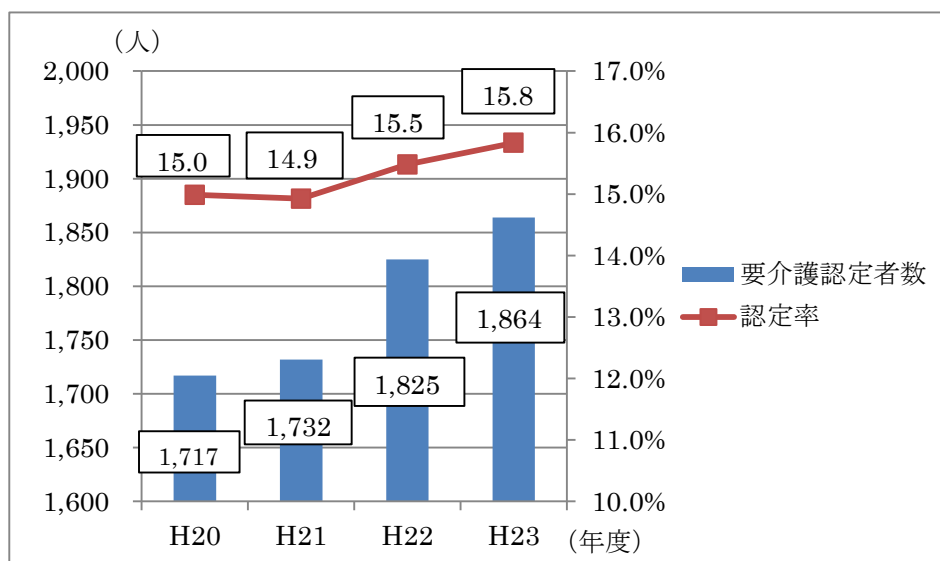
#### 第2節 要介護（要支援）認定者の現状

要介護認定者については、平成23年度で、1,864人であり、第1号被保険者に占める割合は15.8%となっています。認定率についても、平成20年度と比べ、増加傾向にあります。（図Ⅱ－②）

増加傾向にある理由として、介護保険制度が徐々に周知されてきたこと、介護保険サービス（デイサービス等）の充実が図られ、利用しやすい環境が整えられてきたことが挙げられます。



表Ⅱ－② 要介護認定者数と認定率



### 第3節 高齢者等実態調査（日常生活圏域ニーズ調査）の集計結果

高齢者等実態調査（日常生活圏域ニーズ調査）は平成22年12月1日を基準日として、市内の要介護・要支援認定者600人、元気高齢者600人を対象に行いました。

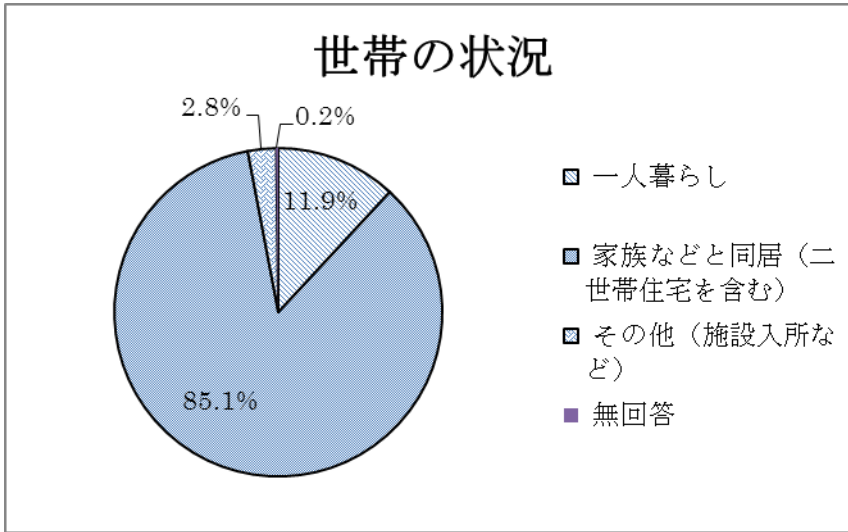
調査概要と結果については、以下のとおりです。

#### (1) 要介護・要支援認定者実態調査

- ①対象者：調査基準日において、要介護（要支援）に認定されている者のうち、施設調査の対象となっている施設への入所（入院、入居）者を除いた者
- ②対象者数：600名（無作為抽出による）
- ③調査方法：留置法（一部、面接法により実施した）
- ④回答者数：529名（回答率 88.2%）

<調査結果>

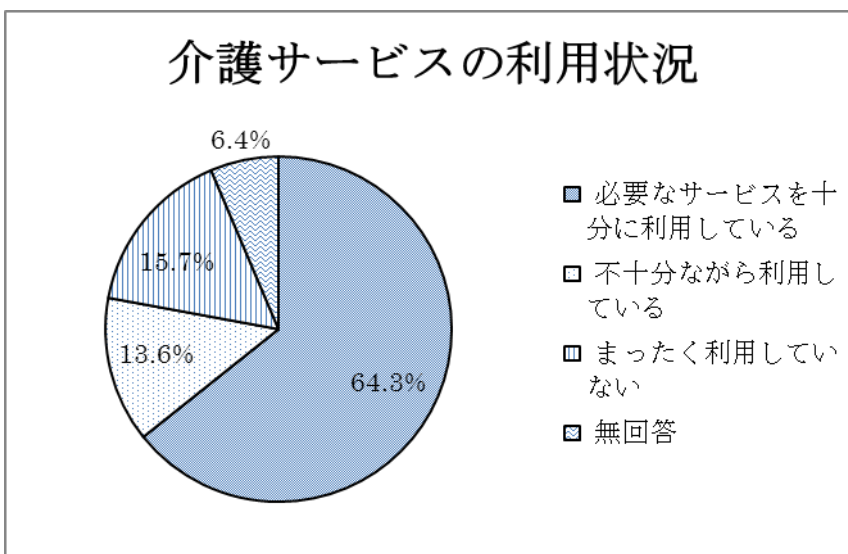
(1) 世帯の状況



	合計	一人暮らし	居（二世帯住宅を含む）	その他（施設入所など）	無回答
中野市	529人	63人	450人	15人	1人
	100.0%	11.9%	85.1%	2.8%	0.2%

一人暮らしが12%弱おりますが、85%の方が家族などと同居していると回答しました。

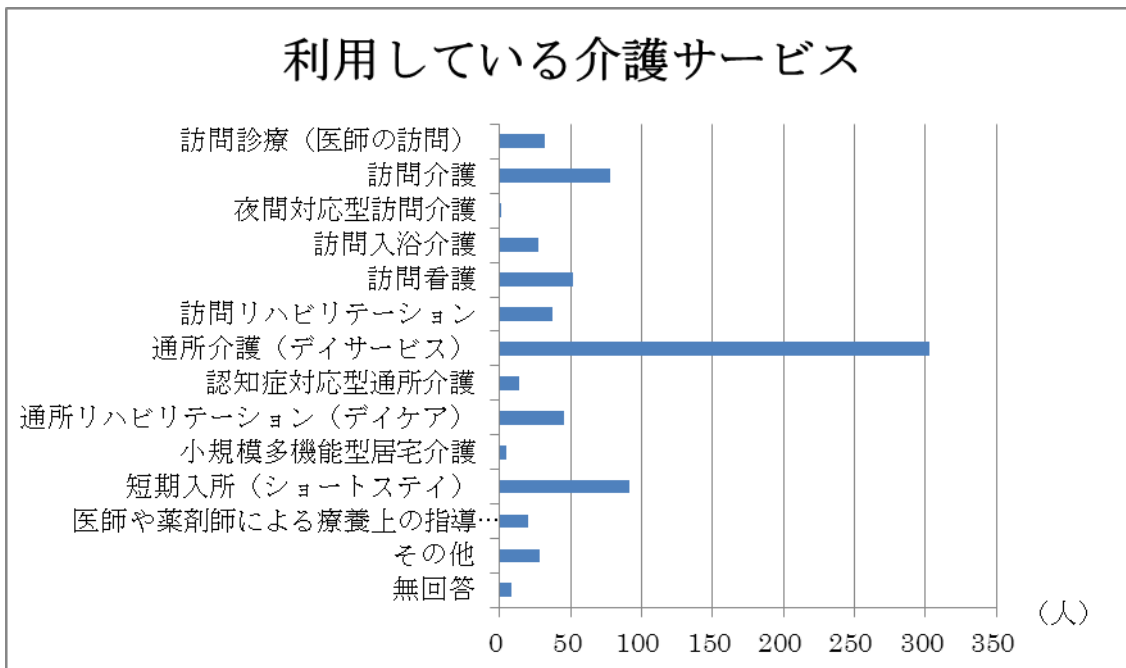
(2) 介護サービスの利用状況



	合計	必要サービスを十分に利用している	不十分ながら利用している	まったく利用していない	無回答
中野市	529人	340人	72人	83人	34人
	100.0%	64.3%	13.6%	15.7%	6.4%

8割弱の方が介護サービスを利用しており、7割弱の人が必要なサービスを受けていると考えています。また、不十分ながら利用している人も1割強の割合でいました。

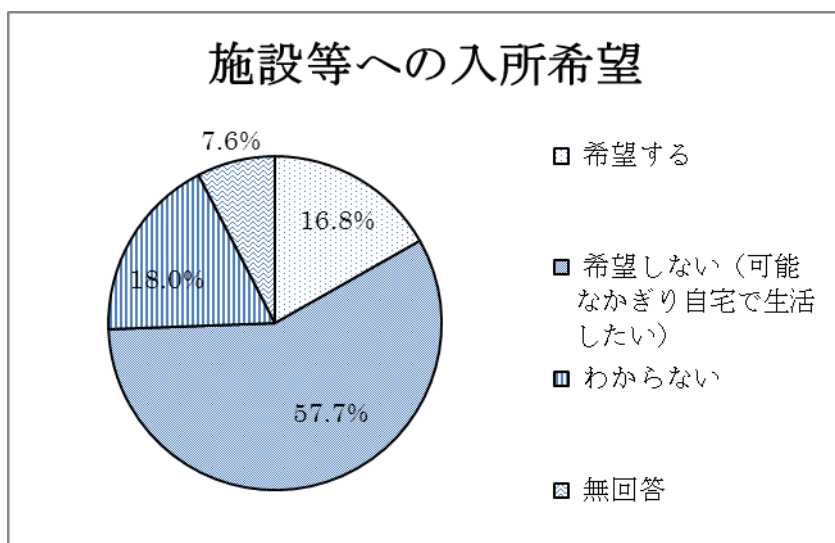
### (3) 利用している介護サービス（複数回答）



訪問診療（医師の訪問）	訪問介護	夜間対応型訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護（デイサービス）	認知症対応型通所介護	通所リハビリテーション（デイケア）	小規模多機能型居宅介護	短期入所（ショートステイ）	医師や薬剤師による療養上の指導（居宅療養管理指導）	その他	無回答
32人	78人	1人	27人	52人	37人	303人	14人	45人	5人	91人	20人	28人	8人

通所介護（デイサービス）を利用している人が他のサービスと比較して圧倒的に多いことがわかります。また、訪問介護や短期入所（ショートステイ）を利用している方も多いことがわかります。

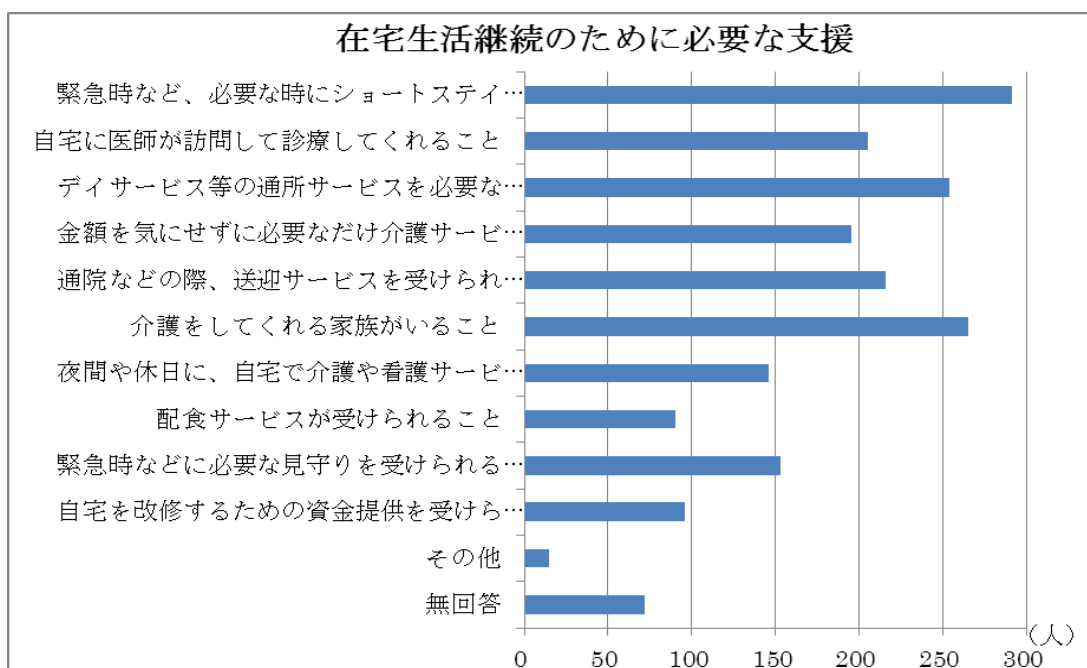
(4) 施設等への入所希望



	合計	希望する	希望しない（可能な限り自宅で生活したい）	わからない	無回答
中野市	529人	89人	305人	95人	40人
	100.0%	16.8%	57.7%	18.0%	7.6%

6割弱の方が自宅で生活したいと考えていますが、施設等へ入所したいと考えている方も2割弱いらっしゃいました。

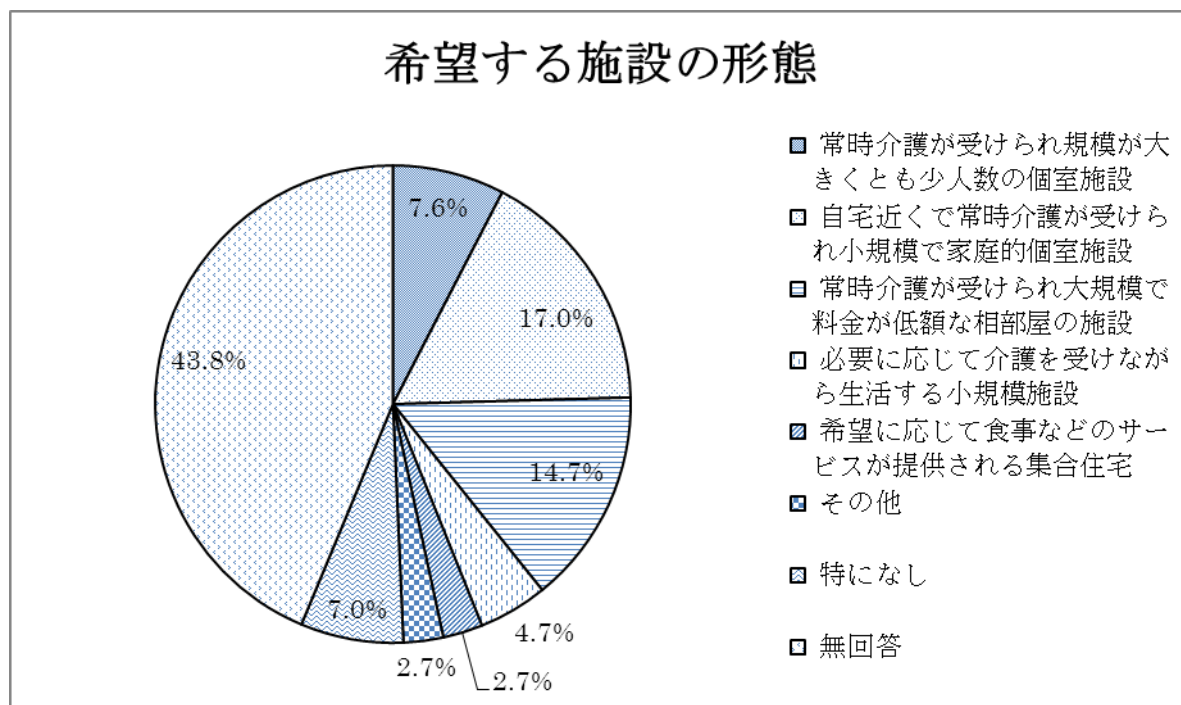
(5) 在宅生活継続のために必要な支援（複数回答）



緊急時など、必要な時にショートステイが利用できる	自宅に医師が訪問して診療してくれること	デイサービス等の通所サービスを必要な時に利用できる	金額を気にせずに必要なだけ介護サービスを受けられる	通院などの際、送迎サービスを受けられること	介護をしてくれる家族がいること	夜間や休日に、自宅で介護や看護サービスを受けられる	配食サービスが受けられること	緊急時などに必要な見守りを受けられること	自宅を改修するための資金提供を受けられること	その他	無回答
291人	205人	254人	195人	216人	265人	146人	90人	153人	96人	15人	72人

緊急時のショートステイの利用、通所系サービスを必要な時に利用できる等、サービスを必要に応じて利用したいという意見が多くみられます。

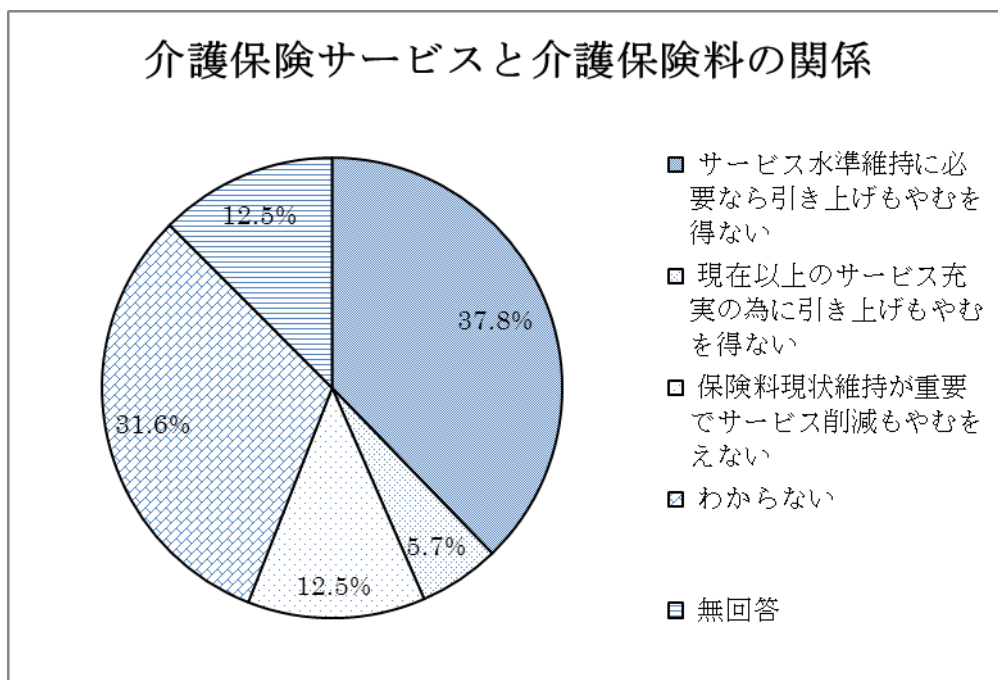
#### (6) 希望する施設の形態



	合計	常時介護が受けられ規模が大きくとも少人数の個室施設	自宅近くで常時介護が受けられ小規模で家庭的個室施設	常時介護が受けられ大規模で料金が低額な相部屋の施設	必要に応じて介護を受けながら生活する小規模施設	希望に応じて食事などのサービスが提供される集合住宅	その他	特になし	無回答
中野市	489人	37人	83人	72人	23人	13人	13人	34人	214人
	100.0%	7.6%	17.0%	14.7%	4.7%	2.7%	2.7%	7.0%	43.8%

無回答が一番多い回答でしたが、自宅近くで常時介護が受けられ小規模で家庭的個室施設、大規模で低額な相部屋の施設の回答が比較的多く見られます。

#### (7) 介護保険サービスと介護保険料の関係



	合計	サービス水準維持に必要ななら引き上げもやむを得ない	現在以上のサービス充実の為に引き上げもやむを得ない	保険料現状維持が重要でサービス削減もやむを得ない	わからない	無回答
中野市	529人 100.0%	200人 37.8%	30人 5.7%	66人 12.5%	167人 31.6%	66人 12.5%

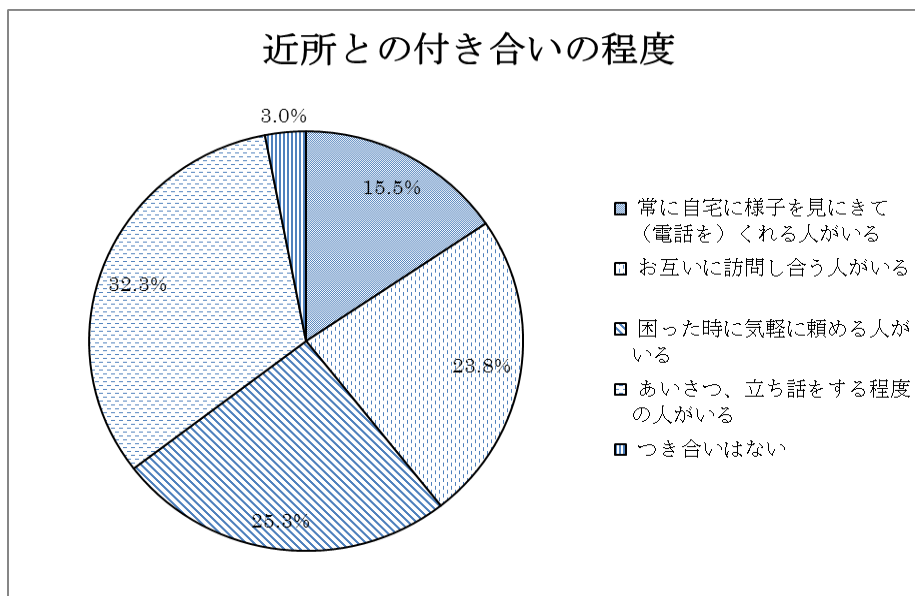
サービス水準維持のための引き上げもやむを得ないと考えている方が4割弱いる一方、「わからない」と回答している人も3割強いるため、介護保険料の算出をわかりやすく説明する必要がありそうです。

## (2) 元気高齢者実態調査

- ①対象者 : 調査基準日において、市内に在住する65歳以上の高齢者  
 ②対象者数 : 600名（無作為抽出による）  
 ③調査方法 : 留置法（一部、面接法により実施した）  
 ④回答者数 : 551名（回答率 91.8%）

### <調査結果>

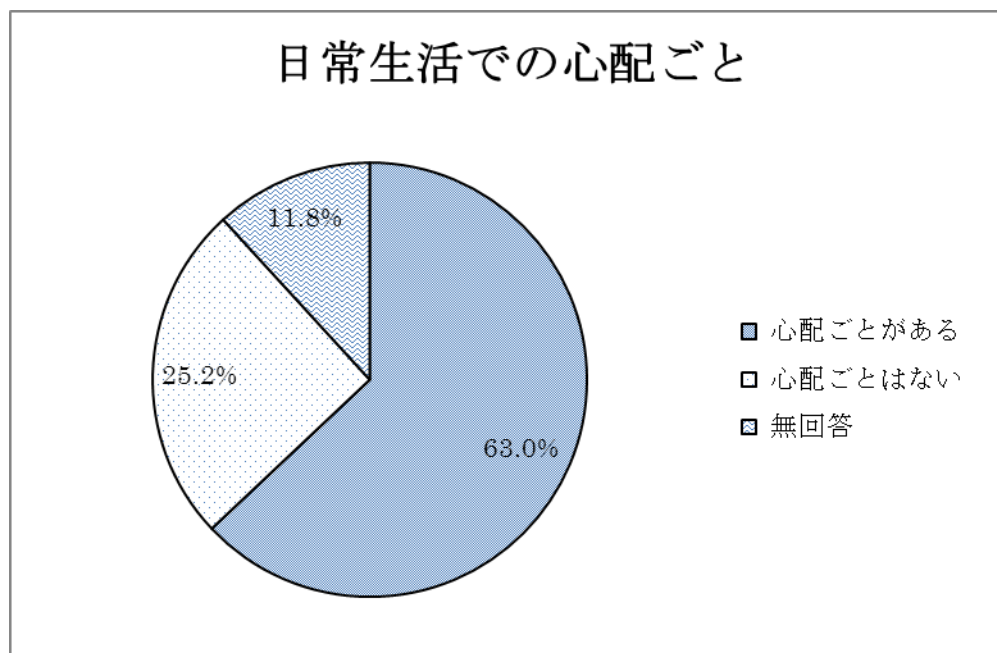
#### (1) 近所との付き合いの程度（有効回答 328人）



	合計	常に自宅に様子を見にきて(電話を)くれる人がいる	お互いに訪問し合う人がいる	困った時に気軽に頼める人がいる	あいさつ、立ち話をする程度の人がいる	つき合いはない
中野市	328人 100.0%	51人 15.5%	78人 23.8%	83人 25.3%	106人 32.3%	10人 3.0%

65%の方が様子を見に来てくれる、訪問し合う、気軽に頼めると人がいると回答。一方で立ち話程度、つき合いはないという方も前回調査より5%増え、35%の方が近所との付き合いが希薄であることがわかります。

## (2) 日常生活での心配ごと

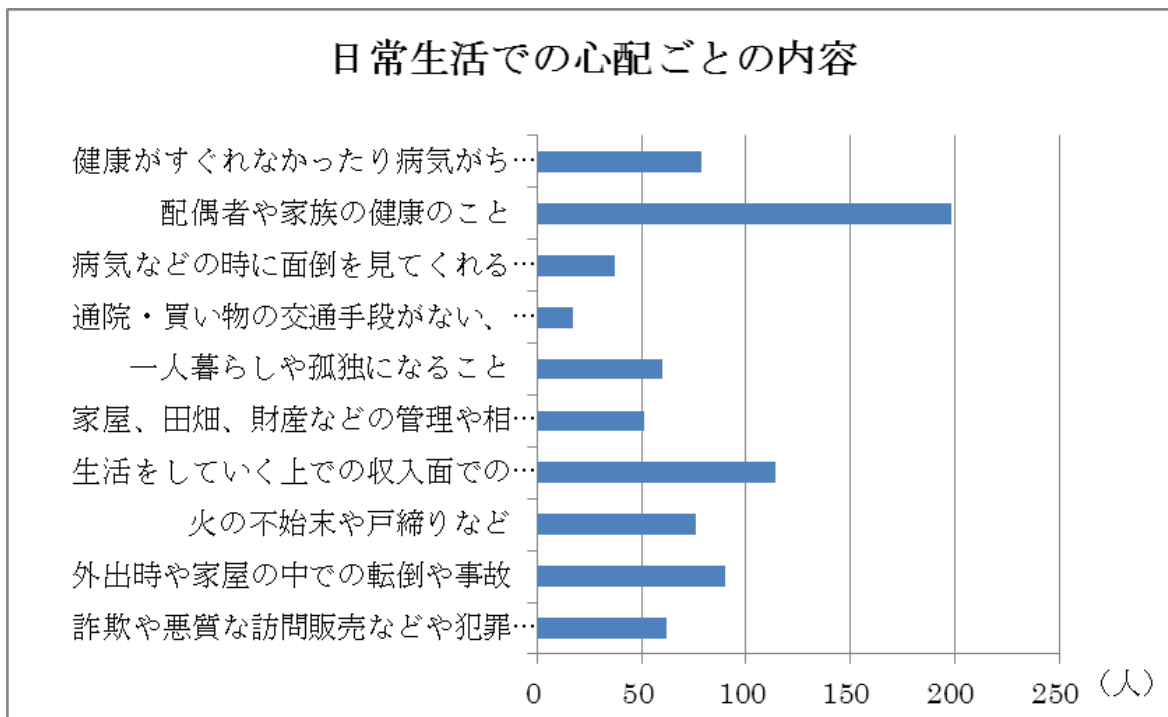




	合計	心配ごとがある	心配ごとはない	無回答
中野市	551人	347人	139人	65人
	100.0%	63.0%	25.2%	11.8%

元気高齢者の方でも6割を超える方が日常生活においてなんらかの心配ごとがあることがわかります。前回調査と比較しても「心配ごとがある」方が5%増えています。

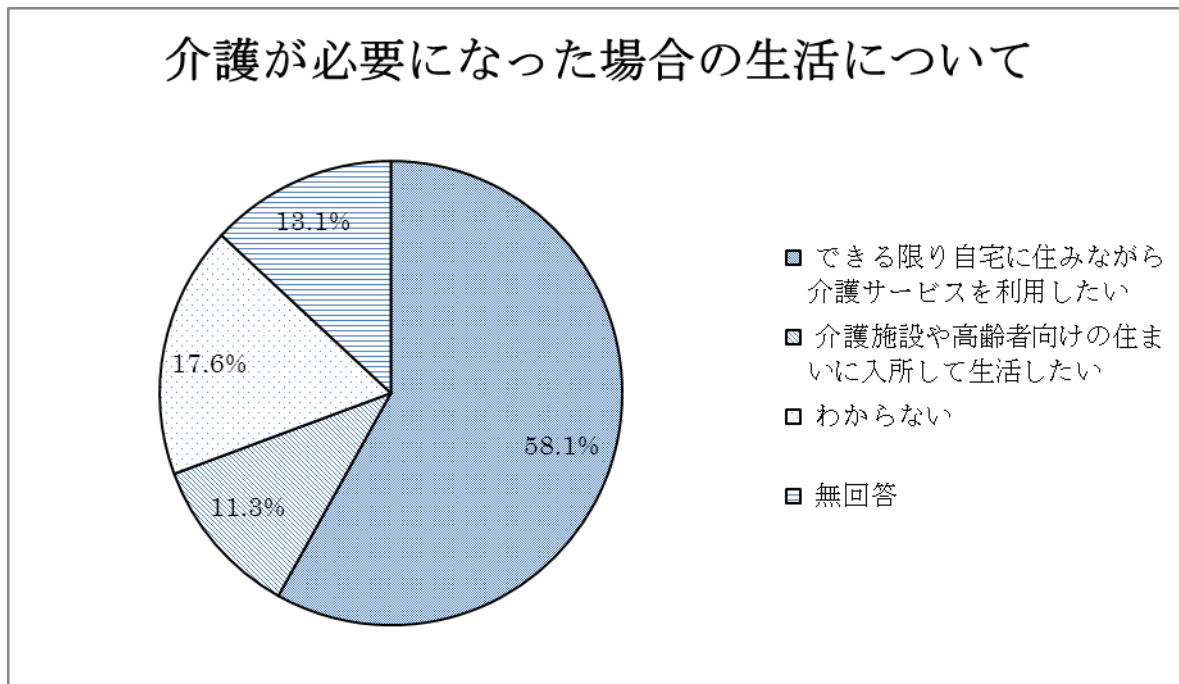
### (3) 日常生活での心配ごとの内容（複数回答）



健康がすぐれなかったり病気がちである	配偶者や家族の健康のこと	病気などの時に面倒を見てくれる人がいないこと	通院・買い物交通手段がない、支援が得られない	一人暮らしや孤独になること	家屋、田畑、財産などの管理や相続など	生活をしていく上での収入面でのこと	火の不始末や戸締りなど	外出時や家屋の中での転倒や事故	詐欺や悪質な訪問販売などや犯罪にあうこと
79人	198人	37人	17人	60人	51人	114人	76人	90人	62人

日常生活での心配ごとについて、配偶者や家族の健康のこと、生活していくうえでの収入面でのことといった回答が目立ちます。

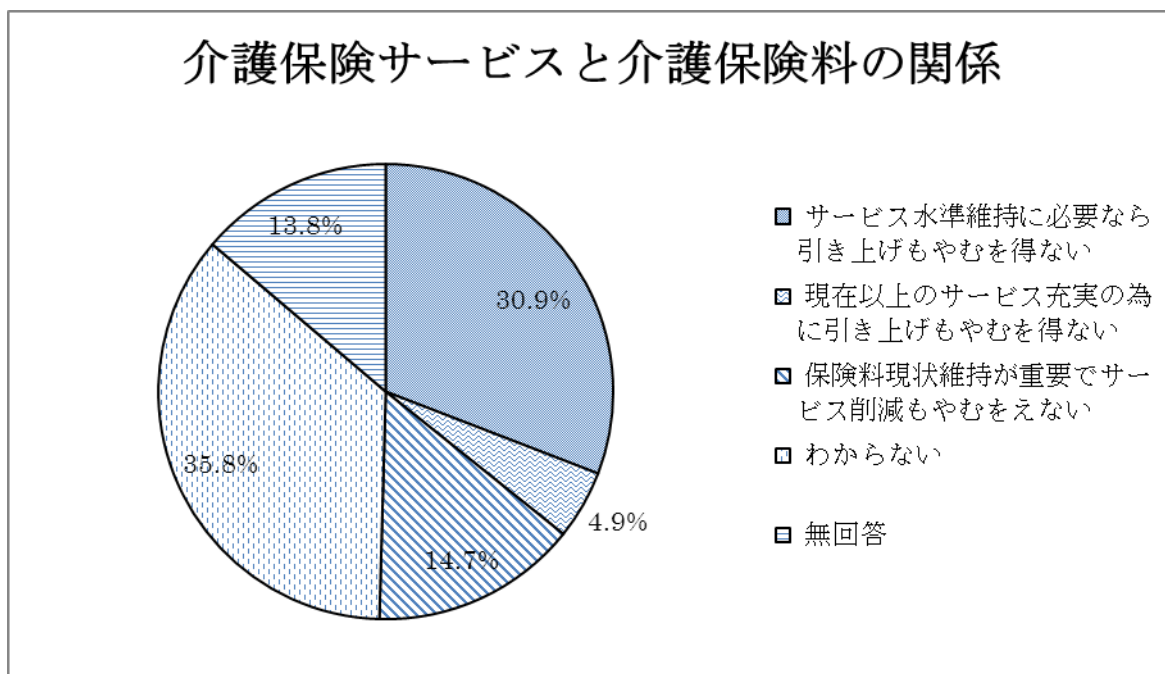
#### (4) 介護が必要になった場合の生活について



	合計	できる限り自宅に住みながら介護サービス を利用したい	介護施設や高齢者向けの住まいに入所して 生活したい	わからない	無回答
中野市	551人 100.0%	320人 58.1%	62人 11.3%	97人 17.6%	72人 13.1%

6割弱の方が、介護が必要になった場合でも自宅で住みながら介護サービスを利用したいと回答しています。また、介護施設や高齢者向けの住まいに入所して生活したいという方も1割強、回答されました。

(5) 介護保険サービスと介護保険料の関係



	合計	サービス水準維持に必要ななら引き上げもやむを得ない	現在以上のサービス充実の為に引き上げもやむを得ない	保険料現状維持が重要でサービス削減もやむをえない	わからない	無回答
中野市	551人 100.0%	170人 30.9%	27人 4.9%	81人 14.7%	197人 35.8%	76人 13.8%

30%程度の方がサービス水準維持に必要ななら引き上げもやむを得ないと考えている一方、わからないという方も35%います。

要介護・要支援認定者実態調査と比較しても似たような結果であると言えます。

### Ⅲ 介護保険事業の現状

#### 第1節 給付実績の現状

##### ① 居宅介護サービス

介護保険での居宅介護サービス利用者は制度施行当初と比べ、要介護認定者数とともに増加しています。

平成22年度の居宅介護サービスの給付額実績は平成21年度と比較して、5.4%増加しており、各サービス別でみると、特定施設入居者生活介護サービスが48.2%増、住宅改修サービスが23.9%増と目立っています。

一方で、訪問介護、訪問入浴介護は前年を下回り、訪問系サービスよりも通所系サービスを利用したいという傾向がうかがえます。

先述した高齢者実態調査においても57.7%の方が「可能な限り自宅で生活したい」と回答しており、今後、居宅介護サービスの重要性が増してくると思われま

表Ⅲ—① 居宅介護サービスの実績（単位：回数（回）、人数（人）、給付額（円））

サービスの種類		平成21年度	平成22年度	対比
		実績	実績	
訪問介護	回数	69,308	60,205	86.9%
	人数	2,935	2,574	87.7%
	給付額	175,514,012	163,804,567	93.3%
訪問入浴介護	回数	2,050	1,771	86.4%
	人数	438	404	92.2%
	給付額	21,286,575	19,958,625	93.8%
訪問看護	回数	9,215	9,299	100.9%
	人数	2,022	2,057	101.7%
	給付額	60,356,447	65,745,657	108.9%
訪問リハビリテーション	回数	15,030	16,246	108.1%
	人数	889	948	106.6%
	給付額	20,314,915	22,903,228	112.7%
居宅療養管理指導	人数	395	376	95.2%
	回数	634	557	87.9%
	給付額	2,301,120	2,159,590	93.8%

通所介護	回数	60,174	59,835	99.4%
	人数	7,778	7,977	102.6%
	給付額	458,957,337	500,053,917	109.0%
通所リハビリテーション	回数	10,271	9,507	92.6%
	人数	1,396	1,445	103.5%
	給付額	87,417,188	87,941,583	100.6%
短期入所生活介護	日数	57,425	62,053	108.1%
	人数	1,128	1,284	113.8%
	給付額	97,982,404	104,232,545	106.4%
短期入所療養介護	日数	31,402	30,095	95.8%
	人数	651	675	103.7%
	給付額	67,719,366	67,482,765	99.7%
特定施設入居者生活介護	人数	191	278	145.5%
	給付額	27,159,255	40,237,866	148.2%
福祉用具貸与	人数	6,494	6,800	104.7%
	給付額	80,376,345	84,136,554	104.7%
特定福祉用具販売	人数	137	137	100.0%
	給付額	3,302,928	3,528,758	106.8%
住宅改修	人数	61	66	108.2%
	給付額	6,336,683	7,851,631	123.9%
居宅介護支援	人数	11,438	11,393	99.6%
	給付額	146,433,342	152,786,319	104.3%
居宅介護サービス全体	給付額	1,255,457,917	1,322,823,605	105.4%

※ 人数は延べ人数

## ② 地域密着型サービス

地域密着型サービスは住み慣れた地域での生活を支えるため、平成 18 年度に創設されました。

市内には平成 23 年度 10 月現在、認知症対応型通所介護が 5 事業所、認知症対応型共同生活介護が 6 事業所、小規模多機能型居宅介護が 1 事業所あります。

平成 22 年度の地域密着型サービスの給付額実績は平成 21 年度対比 11.9%の増です。

今後も住み慣れた地域で生活していくために、地域密着型サービスの重要性は増していくと思われます。

表Ⅲ—② 地域密着型サービスの実績（単位：件数（件）、給付額（円））

サービスの種類		平成 21 年度	平成 22 年度	対比
		実績	実績	
認知症対応型通所介護	件数	1,180	1,047	88.7%
	給付額	112,929,020	96,337,035	85.3%
小規模多機能型居宅介護	件数	163	205	125.8%
	給付額	28,074,834	36,622,845	130.4%
認知症対応型共同生活介護	件数	635	823	129.6%
	給付額	146,583,207	188,956,980	128.9%
地域密着型サービス全体	給付額	287,587,061	321,916,860	111.9%

### ③ 施設サービス

施設サービスは要介護認定者が施設へ入所して介護を受けられるサービスです。種類としては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3つのサービスがあります。

平成 22 年度は平成 21 年度対比で 0.2%減となっており、給付額の変動がほとんどありませんが、平成 24 年度に 100 床規模の特別養護老人ホームを建設するため、第 5 期介護保険事業計画における給付額は伸びるものと思われます。

表Ⅲ—③ 施設サービスの実績（単位：件数（件）、給付額（円））

サービスの種類		平成 21 年度	平成 22 年度	対比
		実績	実績	
介護老人福祉施設	件数	1,994	1,978	99.2%
	給付額	488,718,979	491,545,731	100.6%
介護老人保健施設	件数	1,756	1,763	100.4%
	給付額	446,618,107	448,829,760	100.5%
介護療養型医療施設	件数	330	315	95.5%
	給付額	101,802,781	94,947,669	93.3%
施設サービス全体	給付額	1,037,139,867	1,035,323,160	99.8%

#### ④ 介護予防サービス

介護予防サービスは、要支援 1，2 と認定された人に対し、地域包括支援センターでケアマネジメントを行い、予防給付を行うサービスです。

平成 22 年度は、平成 21 年度に対し、24.2%の増となり大幅にサービス利用が増加していることがわかります。

平成 18 年度に施行されてから、要支援認定者数も増加しているため、今後もサービスの利用が増加していくものと思われます。

表Ⅲ一④ 介護予防サービスの実績（単位：件数（件）、給付額（円））

サービスの種類		平成 21 年度	平成 22 年度	対比
		実績	実績	
介護予防訪問介護	件数	472	592	125.4%
	給付額	7,506,342	9,774,936	130.2%
介護予防訪問入浴介護	件数	0	2	皆増
	給付額	0	46,116	皆増
介護予防訪問看護	件数	7	11	157.1%
	給付額	261,396	142,677	54.6%
介護予防訪問リハビリテーション	件数	65	116	178.5%
	給付額	1,264,545	2,595,834	205.3%
介護予防居宅療養管理指導	件数	2	1	50.0%
	給付額	9,000	4,500	50.0%
介護予防通所介護	件数	1,367	1,638	119.8%
	給付額	45,593,451	53,285,616	116.9%
介護予防通所リハビリテーション	件数	159	211	132.7%
	給付額	6,750,747	8,608,743	127.5%
介護予防福祉用具貸与	件数	410	708	172.7%
	給付額	1,273,050	2,515,680	197.6%
介護予防短期入所生活介護	件数	10	28	280.0%
	給付額	251,307	638,964	254.3%
介護予防短期入所療養介護	件数	2	0	皆減
	給付額	32,796	0	皆減
介護予防特定入居者生活介護	件数	23	21	91.3%
	給付額	367,740	371,970	101.2%



介護予防福祉用具購入	件数	23	37	160.9%
	給付額	386,046	724,133	187.6%
介護予防住宅改修	件数	21	30	142.9%
	給付額	2,155,787	2,923,763	135.6%
介護予防支援	件数	2,162	2,693	124.6%
	給付額	9,211,140	11,623,160	126.2%
介護予防サービス全体	給付額	75,063,347	93,256,092	124.2%

#### ⑤ 地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスは、要支援認定者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するようにするため、提供されるサービスです。

平成 21 年度に対し、平成 22 年度は 35.8%の減となっています。

しかし、今後、要支援認定者が増加することも予想されるため、利用者も増えていくことと思われます。

表Ⅲ—⑤ 地域密着型介護予防サービスの実績（単位：件数（件）、給付額（円））

サービスの種類		平成 21 年度	平成 22 年度	対比
		実績	実績	
介護予防認知症対応型通所介護	件数	7	2	28.6%
	給付額	494,397	38,070	7.7%
介護予防認知症対応型共同生活介護	件数	19	13	68.4%
	給付額	4,175,010	2,959,578	70.9%
地域密着型介護予防サービス全体	給付額	4,669,407	2,997,648	64.2%

※ 市内には介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所はありません。

#### ⑥ 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費

高額介護サービス費は、要介護者等が 1 ヶ月に支払った利用者負担が、一定の上限額を超えたときに高額介護サービス費（要支援者には高額介護予防サービス費）として、超えた分が申請により払い戻される制度です。

平成 21 年度からは、医療保険と介護保険の両方を合わせた自己負担が一定の上限額を超えたときに高額医療合算介護サービス費として、超えた分が申請により払い戻される制度が創設されました。

平成 22 年度は平成 21 年度と比べ、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費ともに、大幅に増加しています。

今後も、要介護者数の増加、特別養護老人ホームの建設が見込まれるため、高額介護サービス費の増加が見込まれます。

表Ⅲ—⑥—(1) 高額介護サービス費の実績 (単位：件数 (件)、給付額 (円))

サービスの種類		平成 21 年度	平成 22 年度	対比
		実績	実績	
高額介護サービス費	件数	4136	4400	106.4%
	給付額	40,582,251	45,089,485	111.1%
高額介護予防サービス費	件数	49	33	67.3%
	給付額	61,329	68,632	111.9%
高額介護サービス費全体	給付額	40,643,580	45,158,117	111.1%

表Ⅲ—⑥—(2) 高額医療合算介護サービス費の実績 (単位：件数 (件)、給付額 (円))

サービスの種類		平成 21 年度	平成 22 年度	対比
		実績	実績	
高額医療合算介護サービス費	件数	101	255	252.5%
	給付額	2,577,200	6,414,537	248.9%

#### ⑦ 特定入所者介護サービス費

低所得者の要介護者が施設サービス (介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設) や短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費について補足給付として特定入所者介護サービス費が支給されます。低所得の要支援者には、特定入所者介護予防サービス費が支給されます。

平成 22 年度について、他サービス同様、給付額は増加しており、今後も増加することが見込まれます。

表Ⅲ—⑦ 特定入所者介護サービス費の実績 (単位：件数 (件)、給付額 (円))

サービスの種類		平成 21 年度	平成 22 年度	対比
		実績	実績	
特定入所者介護サービス費	件数	3,583	3,872	108.1%
	給付額	85,786,715	89,053,435	103.8%

## 第2節 サービス資源（介護保険施設）の現状

現在、中野市において介護保険サービスを提供している事業所数は下表Ⅲ―⑧のとおりとなります。（事業所名等は、巻末に参考資料として添付してあります。）

第5期介護保険事業計画における中野市内の施設整備については、平成24年度に100床規模の特別養護老人ホームが開所予定です。

なお、平成23年度に第5期介護保険事業計画の施設整備の前倒し分として、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を2か所、整備を行いました。

表Ⅲ―⑧ 中野市内介護サービス別事業所数（平成23年度末 開所予定を含む）

サービスの種類	中野市内事業所数（か所）
（1）居宅介護サービス（予防を含む）	
訪問介護	5
訪問入浴介護	2
訪問看護	12
訪問リハビリテーション	3
通所介護	16
通所リハビリテーション	2
短期入所生活介護	2
短期入所療養介護	3
福祉用具貸与	5
居宅介護支援	9
（2）地域密着型サービス（予防を含む）	
認知症対応型通所介護	5
認知症対応型共同生活介護	7
小規模多機能型居宅介護	1
（3）施設サービス	
介護老人福祉施設	2
介護老人保健施設	2
介護療養型医療施設	1

※ 上記の表に含まれていないが、平成24年度中に介護老人福祉施設、短期入所生活介護が1か所開所予定。

## IV 介護保険事業計画の概要

### 第1節 人口及び被保険者の推計

本市の人口は先述のとおり、平成23年度4月1日現在47,368人であり、平成22年4月1日現在の47,577人と比較し、209人減少しています。

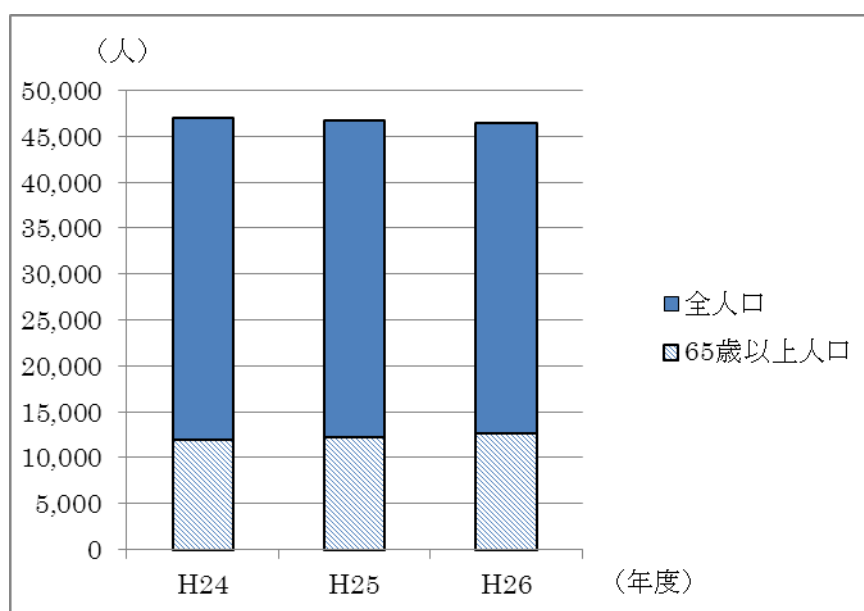
平成24年度以降の人口推計について、過去5年間における各年齢の増減率を算出し、平均値で今後3年間推移すると想定しました。

平成24年度からの3年間における人口及び被保険者の推計は表IV—①—(1)のとおりです。

総人口の減少に対し、65歳以上の人口は増加していくことが予想され、少子高齢化社会が急速に進んでいくことがわかります。また、第1号被保険者の内訳（表IV—①—(2)）を見ると、団塊の世代が前期高齢者となるため、前期高齢者の人数が急速に伸びていることもわかります。

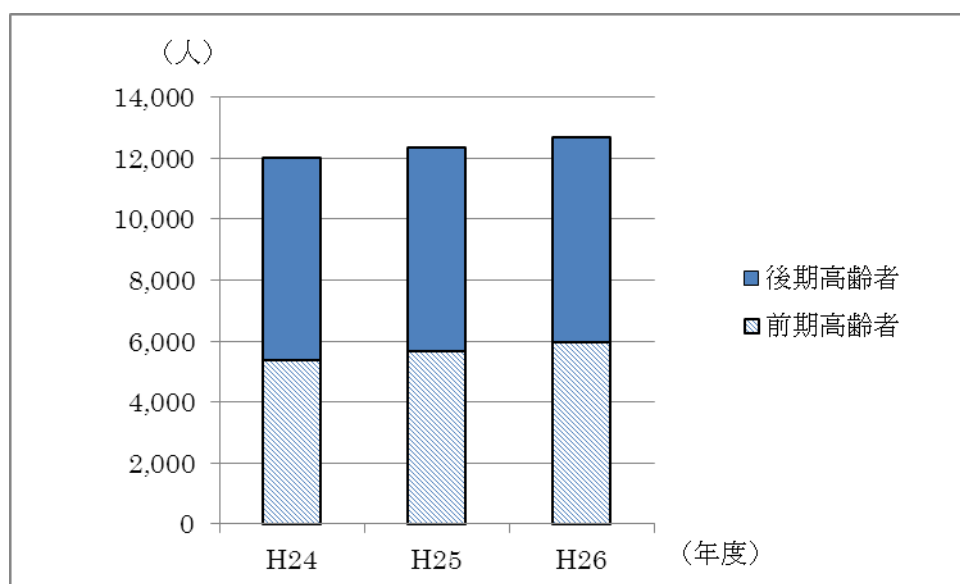
今後、高齢化や社会の核家族化により、「老老介護」の増加、介護の長期化、重度化などがますます進んでいくと予想されます。

表IV—①—(1) 平成24年度から平成26年度の人口の推移



年度	全人口 (人)	65歳以上人口 (人)	高齢化率 (%)
平成24年度	47,008	12,039	25.6
平成25年度	46,735	12,358	26.4
平成26年度	46,465	12,686	27.3

表IV—①—(2) 第1号被保険者人口(65歳以上)の内訳



年度	前期高齢者 (65歳～74歳) (人)	後期高齢者 (75歳～) (人)
平成24年度	5,395	6,644
平成25年度	5,660	6,698
平成26年度	5,964	6,722

## 第2節 要介護(要支援)認定者数の推計

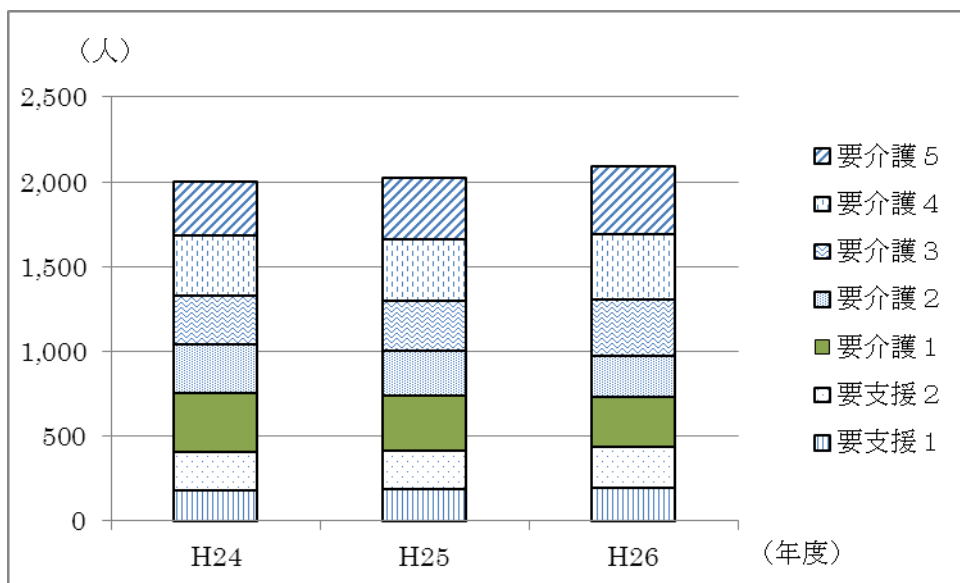
平成22年度及び平成23年度の要介護認定実績に基づき、男女年齢5歳階級別に要介護認定者出現率を算出し、平成24年度から平成26年度の要介護(要支援)認定者数の推計を行いました。

平成18年度から行われている介護予防事業の予防効果も加味したうえで推移していくと、平成26年度における認定者数は2,089人になると見込まれます。(表IV—②)

認定者が増加する要因として、介護予防効果は出てくるものの、第1号被保険者数が急激に伸びること、介護保険制度開始から10年が経過し、広く一般に周知されたため、サービス利用に対する心理的抵抗が軽減されたことが挙げられます。

今後も要介護認定者数を抑制するため、介護予防事業を推進していく必要があります。

表IV—② 要介護認定者数の推計（単位：人）



(単位：人)

年度	要支援 1	要支援 2	要支援者合計
平成 24 年度	179	225	404
平成 25 年度	191	222	413
平成 26 年度	194	240	434

(単位：人)

年度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要介護者合計
平成 24 年度	347	292	283	357	321	1,600
平成 25 年度	326	263	294	365	362	1,610
平成 26 年度	297	242	331	387	398	1,655

(単位：人)

年度	要支援者合計	要介護者合計	要介護・要支援認定者合計
平成 24 年度	404	1,600	2,004
平成 25 年度	413	1,610	2,023
平成 26 年度	434	1,655	2,089

### 第 3 節 サービス利用者数の見込み

第 2 節で算出した要介護認定者数に対し、全員が介護サービスを利用するとは限りません。そこで、サービスごとに利用者数を算出し、介護サービスの見込量を出しています。数値の詳細はV 介護給付費等対象サービスの計画で後述します。

## V 介護給付費等対象サービスの計画

### 第1節 居宅介護サービス

介護保険サービス量の見込みについては、平成 23 年度の利用割合を、前述した平成 24 年度以降の要介護認定者数を乗じることで算出を行いました。算出にあたっては、厚生労働省が配布したワークシートを利用しました。

計画期間内のサービス供給量は、必要なサービスに対して、100%供給することを目標としています。

計画期間内では、要介護認定者の増加によるサービス利用の自然増に加え、先述した高齢者実態調査で利用希望の高かった「通所介護」、「短期入所生活介護」サービスを多く見込んでいます。(表V—①)

表V—① 居宅介護サービスの計画値 (単位：回数 (回)、人数 (人))

サービスの種類		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		計画値	計画値	計画値
訪問介護	回数	60,864	65,556	69,144
	人数	2,556	2,700	2,796
訪問入浴介護	回数	1,752	2,040	2,316
	人数	396	456	516
訪問看護	回数	10,164	11,304	12,516
	人数	2,256	2,484	2,724
訪問リハビリテーション	回数	8,400	8,676	9,156
	人数	996	1,032	1,092
居宅療養管理指導	人数	504	540	612
通所介護	回数	66,060	68,676	71,100
	人数	8,544	8,868	9,168
通所リハビリテーション	回数	10,080	10,308	10,548
	人数	1,476	1,512	1,548
短期入所生活介護	日数	16,776	16,776	16,776
	人数	1,764	1,764	1,764
短期入所療養介護	日数	8,700	9,612	10,392
	人数	840	924	996
特定施設入居者生活介護	人数	318	318	321
福祉用具貸与	人数	7,692	8,148	8,580

特定福祉用具販売	人数	156	180	180
住宅改修	人数	144	168	168
居宅介護支援	人数	12,036	12,384	12,696

※ 人数は年間の延べ人数

※ 人数等の算出式は

$$(\text{平成 23 年度の月平均サービス利用者数 (回数)}) \div (\text{平成 23 年度の要介護認定者数 (回数)}) \\ \times (\text{平成 24 年度以降の要介護認定者数 (回数)})$$

## 第 2 節 地域密着型サービス

地域密着型サービスの見込みについても、第 1 節 居宅介護サービス同様、平成 23 年度の現状における実績をもとに算出を行っています。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、平成 21 年度と平成 23 年度に 2 か所ずつ整備（増床）しましたので、計画期間内における施設整備計画はありません。

（表 V—②）

また、平成 24 年度から創設される新サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス、複合型サービス）について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは平成 24 年度から、複合型サービスについては、平成 25 年度から、サービス量の見込みを行いました。

表 V—② 地域密着型サービスの計画値（単位：回数（回）、人数（人））

サービスの種類		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		計画値	計画値	計画値
認知症対応型通所介護	回数	9,324	10,104	10,896
	人数	1,044	1,128	1,212
小規模多機能型居宅介護	人数	216	216	216
認知症対応型共同生活介護	人数	1,128	1,128	1,128
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	48	120	168
複合型サービス	人数	0	12	24

※ 人数は年間の延べ人数

※ 人数等の算出式は

$$(\text{平成 23 年度の月平均サービス利用者数 (回数)}) \div (\text{平成 23 年度の要介護認定者数 (回数)}) \\ \times (\text{平成 24 年度以降の要介護認定者数 (回数)})$$



### 第3節 介護予防サービス

介護予防サービスは要支援1、要支援2の方に提供されるサービスです。

介護予防サービスについても、平成23年度の現状における実績から算出を行っています。

第1節 居宅介護サービスと同様に、サービス利用の自然増に加え、「介護予防通所介護」サービスを多く見込んであります。(表V-③)

表V-③ 介護予防サービスの計画値 (単位：回数(回)、人数(人))

サービスの種類		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		計画値	計画値	計画値
介護予防訪問介護	人数	768	852	924
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	36	72	72
	人数	12	24	24
介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,500	1,620	1,824
	人数	168	180	204
介護予防居宅療養管理指導	人数	0	0	0
介護予防通所介護	人数	2,004	2,220	2,436
介護予防通所リハビリテーション	人数	216	240	264
介護予防短期入所生活介護	日数	300	300	300
	人数	60	60	60
介護予防短期入所療養介護	日数	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	12	12	12
介護予防福祉用具貸与	人数	948	1,044	1,140
介護予防特定福祉用具販売	人数	24	48	48
介護予防住宅改修	人数	48	48	48
介護予防認知症対応型通所介護	回数	192	288	288
	人数	48	72	72
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	12	12	12
介護予防支援	人数	3,276	3,528	3,528

※ 人数は年間の延べ人数

※ 人数等の算出式は

$$\begin{aligned} & (\text{平成23年度の月平均サービス利用者数(回数)}) \div (\text{平成23年度の要介護認定者数(回数)}) \\ & \times (\text{平成24年度以降の要介護認定者数(回数)}) \end{aligned}$$

## 第4節 施設サービス

施設サービスについては、平成23年度における入所状況をもとに平成24年度から平成26年度のサービス見込量を算出しています。(表V-④)

計画期間内における増加の要因として、平成24年度の下半期に90床の特別養護老人ホームの開所、平成22年度に行われた栄村の特別養護老人ホームの増床が挙げられ、中野市の入所分として、50名程度の入所者が増加すると想定しました。

このほか、療養病床の再編のため、平成23年度末をもって廃止される予定となっていた介護療養型医療施設については、期限が6年間延び、平成29年度末までに廃止となりました。そのため、計画期間内における介護療養型医療施設については、平成23年度同様の人数を見込んでいます。

表V-④ 施設サービスの計画値(単位:人数(人))

サービスの種類		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		計画値	計画値	計画値
介護老人福祉施設	人数	2,316	2,616	2,616
介護老人保健施設	人数	1,920	1,920	1,920
介護療養型医療施設	人数	300	300	300

※ 人数は年間の延べ人数

## 第5節 各サービス別給付費の推移

第1節から第4節において、サービスの見込量を算出してきましたが、それぞれのサービスの給付費は下表の表V-⑤のとおりとなります。

サービス見込量に平成23年度の給付実績(単位数)を乗じることで各サービス別給付費を行っています。

表V-⑤ 第5期介護保険事業計画期間内の介護サービス給付額

① 介護サービス

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	165,989 千円	178,965 千円	188,933 千円
訪問入浴介護	19,947 千円	23,225 千円	26,368 千円
訪問看護	74,189 千円	82,627 千円	91,536 千円
訪問リハビリテーション	24,078 千円	24,866 千円	26,245 千円
居宅療養管理指導	2,782 千円	2,996 千円	3,401 千円
通所介護	568,007 千円	596,949 千円	624,280 千円
通所リハビリテーション	95,843 千円	99,397 千円	102,529 千円
短期入所生活介護	146,693 千円	146,693 千円	146,693 千円
短期入所療養介護	88,460 千円	98,148 千円	106,566 千円
特定施設入居者生活介護	40,005 千円	40,405 千円	41,874 千円
福祉用具貸与	99,866 千円	108,090 千円	116,095 千円
特定福祉用具販売	2,962 千円	3,312 千円	3,487 千円
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,186 千円	5,465 千円	7,651 千円
認知症対応型通所介護	101,381 千円	110,417 千円	119,470 千円
小規模多機能型居宅介護	43,640 千円	43,640 千円	45,671 千円
認知症対応型共同生活介護	272,601 千円	272,601 千円	272,601 千円
複合型サービス	0 千円	2,732 千円	5,465 千円
(3) 住宅改修	11,695 千円	13,585 千円	13,585 千円
(4) 居宅介護支援	169,838 千円	176,989 千円	183,604 千円
(5) 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	589,089 千円	665,776 千円	665,776 千円
介護老人保健施設	496,428 千円	496,428 千円	496,428 千円
介護療養型医療施設	87,605 千円	87,605 千円	87,605 千円
介護サービスの総給付費(小計)	3,103,284 千円	3,280,911 千円	3,375,863 千円

※ 3年間でサービス見込予定のないサービスについては、記載してありません。

※ 費用額の算出式は、(給付費) = (回数、人数) × (平成23年度月平均利用給付額)

## ②介護予防サービス

サービスの種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	13,238 千円	14,701 千円	15,932 千円
介護予防訪問看護	249 千円	497 千円	497 千円
介護予防訪問リハビリテーション	4,249 千円	4,589 千円	5,167 千円
介護予防通所介護	64,900 千円	72,022 千円	78,911 千円
介護予防通所リハビリテーション	8,285 千円	9,175 千円	10,066 千円
介護予防短期入所生活介護	1,903 千円	1,903 千円	1,903 千円
介護予防特定施設入居者生活介護	200 千円	200 千円	200 千円
介護予防福祉用具貸与	4,462 千円	4,889 千円	5,345 千円
特定介護予防福祉用具販売	536 千円	1,071 千円	1,071 千円
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	1,301 千円	2,015 千円	2,015 千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,757 千円	2,757 千円	2,757 千円
(3) 住宅改修	2,295 千円	2,295 千円	2,295 千円
(4) 介護予防支援	14,120 千円	15,206 千円	16,239 千円
介護予防サービスの総給付費 (小計)	118,495 千円	131,320 千円	142,398 千円

※ 3年間でサービス見込予定のないサービスについては、記載してありません。

※ 費用額の算出式は、(給付費) = (回数、人数) × (平成 23 年度月平均利用給付額)

## ③ 総給付費

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護サービスの総給付費	3,103,284 千円	3,280,911 千円	3,375,863 千円
介護予防サービスの総給付費	118,495 千円	131,320 千円	142,398 千円
総給付費	3,221,779 千円	3,412,231 千円	3,518,261 千円

## VI 地域支援事業の現状と展開

住み慣れた地域において安心して暮らしてつづけるためには、高齢者が要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域においてその人らしい生活を営むことができるよう、関係機関・専門家と力を合わせて支援しています。

これからも高齢者の皆さんが、元気で活動的な生活を続けることができるよう、介護予防事業や介護予防に関する普及啓発事業を実施するとともに、地域の高齢者の総合窓口として地域包括支援センターの機能を強化し、包括的に支援する体制を確立していきます。

事業の運営にあたっては、公正・中立で、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。また、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の職員が相互に情報を共有し、連携・協働してチームとして支えています。

### 1 介護予防事業

地域支援事業としての介護予防事業は、要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある高齢者（二次予防事業対象者）やすべての高齢者（一次予防事業対象者）を対象とします。

高齢者人口の増加により介護予防事業の対象者も増えることが想定されることから、特に要支援・要介護状態に陥る可能性が高く、介護予防のサービスが必要とみられる者を把握し、保健・医療・福祉やその他の関係部門との連携により、「二次予防事業施策」として通所及び訪問による介護予防サービスを実施します。

また、市内で生活するすべての高齢者を対象に「一次予防事業施策」として、介護予防に関する講演会や教室等の開催、ボランティアの活動支援等を行います。

#### （1）二次予防事業施策

介護予防事業の対象となる、要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある高齢者（二次予防事業対象者）に対する事業として、通所や訪問により、要介護状態等となることの予防、要介護状態の軽減や悪化の防止を目的とした事業を行います。

事業名	事業内容	平成 22 年度実績	平成 26 年度計画
二次予防事業対象者把握事業	二次予防事業対象者の把握のため、第 1 号被保険者（要介護・要支援認定者は除く）を対象に、生活機能チェックを実施し、要支援・要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者を把握します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能チェック 健診と同時実施 2,992 人</li> <li>個別郵送 4,401 人</li> <li>・生活機能評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能チェック 個別郵送 10,000 人</li> <li>・生活機能評価</li> </ul>

		健診と同時実施 783 人 医療機関委託 276 人	医療機関委託 140 人
通所型介護予 防事業	把握された二次予防事業対象者に、通所により、運動器の機能向上、口腔機能の向上、閉じこもり予防等に効果があると認められる事業を、一人ひとりの状態と意向に合わせて実施します。		
運動器の 機能向上	筋肉や関節などの運動器の機能が低下しているおそれがある高齢者を対象に、転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防や機能の向上を図るために、水中運動、筋力トレーニング、ストレッチ、バランス訓練、有酸素運動等を行います。 なお、実施に当たっては、専門スタッフが対象者の身体の状況を正確に把握し、個別に実施プログラムを作成します。プログラム終了後は参加状況や目標の達成度等を評価します。  【主な事業】 元気もりもり教室	12 回×12 コース =144 回 延べ 1,149 人	16 回×9 コース =144 回 延べ 1,700 人
口腔機能 の向上	高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を防止する観点から口腔機能向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練等を行います。 なお、実施に当たっては、専門スタッフ（歯科衛生士等）が対象者の口腔の状況を正確に把握し、個別に実施プログラムを作成します。プログラム終了後は目標の達成度を評価します。  【主な事業】 お口きたえて体も元気教室	6 回×5 コース =30 回 延べ 207 人	6 回×5 コース =30 回 延べ 270 人
その他の 予防・支援 （閉じこ もり・認知 症・うつ予 防・支援、 膝痛・腰痛 対策）	閉じこもり、認知症、うつのおそれがある（またはこれらの状態にある）及び膝痛・腰痛の状態にある高齢者を対象に、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。  【主な事業】 ・生きがいデイサービス（お達者くらぶ） ・膝・腰元気教室	・生きがいデイサービス 24 回×10 コース =240 回 延べ 1,522 人	・生きがいデイサービス 24 回×10 コース =240 回 延べ 2,400 人 ・膝・腰元気教室 10 回×2 コース =20 回 延べ 300 人

訪問型介護予防事業	二次予防事業対象者把握事業で把握された高齢者で、閉じこもり、認知症、うつ等の恐れ、または栄養改善の必要のある二次予防事業対象者に、保健師・栄養士等がその居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握評価し、必要な相談・指導を実施します。	157回	180回
二次予防事業評価事業	二次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき、事業の実施方法の改善を図ります。	対象者の教室参加前後のデータにより評価を実施	対象者の教室参加前後のデータにより評価を実施

## (2) 一次予防事業施策

すべての高齢者を対象に、地域の高齢者が自主的な介護予防に向けた取組みを行う地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に向けた活動の育成・支援を行います。

事業名	事業内容	平成 22 年度実績	平成 26 年度計画
介護予防普及啓発事業	<p>介護予防に向けたパンフレットの配布、高齢者やその家族を対象とした専門家や有識者等による講演会等の実施により、介護状態にならないための基本的な知識の普及・啓発を行います。</p> <p>また、認知症に関する情報を普及啓発することにより、認知症についての理解を促進し、認知症の早期予防、認知症高齢者の早期発見の実現を図るため、認知症予防教室等の開催、各種広報誌やチラシ等による情報提供を積極的に実施します。</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防パンフレットの作成</li> <li>・介護予防情報誌「粋」の発行</li> <li>・認知症を考える会の開催</li> <li>・いきいき健康講座</li> <li>・さんさん講座</li> </ul>	<p>・パンフレットの作成</p> <p>・「粋」の発行 2回</p> <p>・認知症を考える会の開催 1回</p> <p>・いきいき健康講座 51回</p> <p>・さんさん講座 22回</p>	<p>・パンフレットの作成 随時</p> <p>・「粋」の発行 2回</p> <p>・認知症を考える会の開催 1回</p> <p>・いきいき健康講座 50回</p> <p>・さんさん講座 30回</p>
地域介護予防活動支援事業	<p>介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防活動に必要な知識や情報の提供等を行います。</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座</li> <li>・老人クラブ等への支援</li> </ul>	<p>・認知症サポーター養成講座 59回 1,283人</p> <p>・老人クラブ等への支援 82回</p>	<p>・認知症サポーター養成講座 60回 1,000人</p> <p>・老人クラブ等への支援 85回</p>

一次予防事業 評価事業	一次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき、事業の改善を図ります。	事業内容に応じた指標を設定し、評価を実施	事業内容に応じた指標を設定し、評価を実施
----------------	-------------------------------------	----------------------	----------------------

## 2 包括的支援事業

地域で暮らす高齢者への介護予防ケアマネジメント、高齢者やその家族への相談や支援、権利擁護、介護支援専門員への支援等、幅の広い支援を行うものであり、地域包括支援センターによって実施されます。地域包括ケアの中核拠点として、きめ細かい相談支援体制の充実を図り、運営します。

事業名	事業内容	平成 22 年度実績	平成 26 年度計画
二次予防事業 対象者ケア マネジメント事業	二次予防事業対象者に実施する介護予防事業について、高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目指し、特に支援が必要な方にアセスメント、介護予防ケアプランの作成、事業実施後の効果の評価を行います。	371 人	360 人
予防給付ケ アマネジメ ント事業	要支援 1・2 の認定のある方に対して、ケアマネジメントを行います。	368 人	440 人
総合相談支 援	高齢者やその家族を対象に、介護保険サービスを含めた総合的な支援を可能とするために、地域における様々な関係者とのネットワークの構築やネットワークを通じた高齢者の心身の状況、家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応と継続的・専門的な相談支援を行います。特に、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯など、支援が必要な世帯を把握し、必要な支援を行います。	2,012 件	3,000 件
権利擁護事 業	権利擁護の観点から必要性が認められる場合は、成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置入所など、それぞれの状況に即した対応を行います。また、高齢者虐待防止法に基づき、早期発見、早期対応を行います。さらには、高齢者を狙った悪質な訪問販売、消費者金融などの消費者被害の防止のため、関係機関と連携を図りながら対応します。	虐待相談 5 件	相談支援・広報活動



<p>包括的・継続的ケアマネジメント支援事業</p>	<p>地域の介護支援専門員等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的な個別指導・相談や、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例への指導・助言等、医療機関を含む関係施設やボランティア等地域における様々な社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療・福祉事例検討会</li> <li>・介護支援専門員連絡会・研修会</li> <li>・介護支援専門員に対する個別指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療・福祉事例検討会の開催 9回</li> <li>・介護支援専門員連絡会・研修会の開催 15回</li> <li>・介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、困難事例等への指導・助言 随時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療・福祉事例検討会の開催 9回</li> <li>・介護支援専門員連絡会・研修会の開催 12回</li> <li>・介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、困難事例等への指導・助言 随時</li> </ul>
----------------------------	--	--	--

### 3 その他の地域支援事業

介護保険事業の安定化、被保険者の地域における自立した日常生活支援及び介護する者等に対し、介護給付費用適正化事業や家族介護支援事業のほか必要な事業を実施していきます。

事業名	事業内容	平成 22 年度実績	平成 26 年度計画
<p>介護費用適正化事業</p>	<p>介護サービスが真に初期の効果をあげているか、また不適正・不正な介護サービスはないかを検証します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定の適正化</li> <li>・ケアプラン点検 13 事業所</li> <li>・住宅改修・福祉用具点検</li> <li>・医療情報との突合・縦覧点検</li> <li>・介護給付費通知 1 回(3 か月分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定の適正化</li> <li>・ケアプラン点検 17 事業所</li> <li>・住宅改修・福祉用具点検</li> <li>・医療情報との突合・縦覧点検</li> <li>・介護給付費通知 1 回(3 か月分)</li> </ul>
<p>家族介護支援事業</p> <p>認知症高齢者見守り事業</p>	<p>認知症等の要介護者を介護する者の負担を軽減するための事業を行います。</p> <p>認知症高齢者が徘徊した場合、早期に発見するために、民間会社が提供する位置検索システムを利用したときに費用の一部を助成します。</p> <p>また、認知症高齢者徘徊 SOS ネットワークの構築による徘徊高齢者の早期発見・保護及び認知症高齢者の日常的な見守り支援体制づくりに努めます。</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊高齢者家族支援事業</li> <li>・認知症高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊高齢者家族支援 助成 0 件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊高齢者家族支援事業 助成 5 件</li> <li>・認知症高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業 利用 50 人</li> </ul>

家族介護 継続支援 事業	介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業を行います。  【主な事業】 ・介護用品給付事業 ・家族介護者交流事業	・介護用品給付 延利用 2,773件 ・家族介護者交流 35人	・介護用品給付 延利用 3,000件 ・家族介護者交流 70人
その他事業	介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための事業を行います。		
成年後見 制度利用 支援事業	判断能力が十分でない認知症高齢者に対する法定後見等の開始の審判の申立てをすべき親族がいない場合、若しくはいてもしない時、市長がこれに代わって法定後見等開始の審判の申し立てを行い、高齢者の権利擁護を図ります。 また、後見人報酬等の必要となる経費について、助成を受けなければ制度利用が困難であると認められる者に対して、経費等費用の助成を行います。各種広報誌やチラシ等に本制度の内容を定期的に掲載するなど、情報提供を積極的に実施し市民への啓発を図ります。	制度利用相談 0件	・制度利用に関する 相談支援 ・申立費用等がない 者のための支援
住宅改修 支援事業	住宅改修時に介護支援専門員等による居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要介護（支援）被保険者に対して、住宅改修申請に係る理由書を作成した介護支援専門員等に対し、助成金を交付します。	4件	10件
地域自立 生活支援 事業	日常生活上の援助を必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、必要な支援を行います。 また、介護サービスの利用者のための相談などに応じることにより、利用者の疑問や不満、不安などの解消を図ります。 【主な事業】 ・配食サービス事業 ・生活支援ホームヘルプサービス事業 ・短期宿泊事業 ・介護相談員派遣事業	・配食サービス 延利用 11,473回 ・生活支援ホームヘルプサービス 利用者 3人 ・短期宿泊 0日 ・介護相談員派遣 94日	・配食サービス 延利用 12,000回 ・生活支援ホームヘルプサービス 利用者 5人 ・短期宿泊 延べ 7日 ・介護相談員派遣 96日
その他事業	介護サービスの利用促進を図るため、給付金を支給します。  【主な事業】 ・介護サービス利用奨励給付金支給事業	介護サービス利用 奨励給付金支給 給付 239人	介護サービス利用 奨励給付金支給 給付 330人

#### 4 地域支援事業に要する費用の額

地域支援事業全体の費用の額は、各年度の介護保険給付費見込額に3.0%を乗じた額で設定し、介護予防事業及び包括的支援事業・その他の地域支援事業は、それぞれ2.0%以内で設定しました。

(単位：円)

事業名	費用額		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防事業	39,731,000	41,016,000	42,310,000
二次予防事業	35,912,000	37,054,000	38,340,000
二次予防事業対象者把握事業	5,708,000	5,850,000	5,982,000
通所型介護予防事業	29,442,000	30,106,000	31,558,000
訪問型介護予防事業	762,000	1,098,000	800,000
二次予防事業評価事業	0	0	0
一次予防事業	3,819,000	3,962,000	3,970,000
介護予防普及啓発事業	3,101,000	3,244,000	3,252,000
地域介護予防活動支援事業	718,000	718,000	718,000
一次予防事業評価事業	0	0	0
包括的支援事業・その他の地域支援事業	62,172,000	67,200,000	69,087,000
包括的支援事業			
介護予防ケアマネジメント事業			
総合相談支援・権利擁護事業	12,732,000	12,766,000	8,295,000
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業			
その他の地域支援事業	49,440,000	54,434,000	60,792,000
介護費用適正化事業	239,000	239,000	239,000
家族介護支援事業	18,503,000	21,599,000	25,389,000
認知症高齢者見守り事業	739,000	739,000	739,000
家族介護継続支援事業	17,764,000	20,860,000	24,650,000
その他事業	30,698,000	32,596,000	35,164,000
成年後見制度利用支援事業	821,000	821,000	821,000
住宅改修支援事業	20,000	20,000	20,000
地域自立生活支援事業	3,747,000	3,755,000	4,323,000
その他事業	26,110,000	28,000,000	30,000,000
地域支援事業合計	101,903,000	108,216,000	111,397,000

## VII 高齢者福祉事業

### 第1節 重点的に取り組む事項

#### 1 医療との連携

平成22年度高齢者実態調査では、すでに介護認定を受けている方の57.7%が「可能なかぎり自宅で生活したい」と答えています。また、元気高齢者の58.1%が「できるかぎり自宅に住みながら介護サービスを利用したい」と答えています。住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、介護と医療の連携が欠かせません。良質で必要なサービスを提供できるよう介護と医療の連携の基本である介護支援専門員と医師との連携を深めると共に、中野市保健・医療・福祉事例検討会や日頃の活動を通じて連携を深め、地域の関係者ネットワークを強化していきます。

#### 2 認知症支援策の充実

認知症は誰にも起こりうる脳の病気によるものです。85歳以上では4人に1人にその症状があるといわれています。当市では、わかっているだけでも1,200人程の認知症の症状が見られる人がいます。高齢者だけでなく40歳代で発症する人もあり、認知症は私たちにとっても身近な病気です。

認知症になっても周囲の理解と気遣いがあれば地域で穏やかに暮らしていくことができると言われています。

そのため認知症の支援対策を総合的に進めることを目的に、次の4つの柱に沿って認知症対策の充実を図ります。

- ① 認知症の早期発見と早期治療につなげることで、重症化の予防
- ② 認知症サポーター養成講座等を通じ、認知症支援者の養成
- ③ 認知症高齢者徘徊SOSネットワークの構築により、徘徊高齢者の早期発見・保護及び認知症高齢者の日常的な見守り
- ④ 認知症高齢者家族交流・情報交換会等を開催し、介護者の介護負担の軽減

#### 主な取り組み内容

- ① 認知症相談医等や専門医療機関との連携のもと、必要な医療へつながるよう関係者間の調整に努めます。
- ② 認知症サポーター養成講座を通じ認知症に対する理解を深め、地域における支援者を増やします。
- ③ 所在が不明となっている認知症の方を、より早く安全に発見できるよう地域で捜索でき

るネットワークの連絡網を構築します。また、このネットワークづくりを通じ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の方とその家族を地域で支える地域づくりの取り組みに努めます。

- ④ 相談したり、悩みを打ち明けることができる場を設けることによって、介護者の支援に努めます。

## 第2節 高齢者の就業支援

団塊世代が高齢化を迎える中、元気で働く意欲のある高齢者が活躍でき、充実感を持って生活できる社会を創り上げていくことが課題です。

シルバー人材センター事業は、「健康で働く意欲のある高齢者」に対し「就業機会を確保・提供」し、高齢者自らの「生きがいの充実」を図り、活力ある地域社会・安心して暮らせる地域づくりへの貢献を目指しています。

中野市と山ノ内町で構成している中野広域シルバー人材センターは、高齢者の皆さんの生きがいの確保と健康の増進を図るとともに、仕事を通じて積極的に地域社会に参加し貢献することで、地域社会の活性化に寄与しているため、運営に対し補助をします。

事業名	事業内容等	平成22年度実績	平成26年度見込み
中野広域シルバー人材センター運営補助金	高齢者の就労の場を確保し、生きがいの充実、健康の維持、地域社会に貢献し高齢者自身が担い手となる事業運営に対し補助をする。	856人	1,000人

## 第3節 その他取り組む事業

### 1 高齢者の生きがいつくり、社会参加の支援

高齢者が生きがいを持ち、住みなれた地域で積極的に社会の担い手として、いきいきと活動できるよう、高齢者自らが、それまで培ってきた豊かな経験や知識・技能等を活かして、地域社会の中で積極的な役割を果たしていくことが、大幅に伸びた高齢期における、健康で充実した人生の実現のために重要となります。

そのため、高齢者の自主的な生きがいつくり活動ができるように、老人クラブの活動を支援するとともに、地域の担い手としての役割の確立や自らの生活機能の向上を図るなど、積極的に社会活動に参加できるように支援します。

主な事業 (介護保険対象外サービス)

事業名	事業内容等	平成22年度実績	平成26年度見込み
老人クラブ活動助成事業	高齢者が仲間づくりを通じて、生きがいと健康づくり、社会参加活動を行うとともに豊かな知識や経験を生かし社会奉仕、世代間交流を図り、生活を豊にし、身近な地域で元気に活動ができるように、老人クラブの活動に対して助成します。	46 クラブ 2,966 人	50 クラブ 3,500 人
シルバー乗車券給付事業	生きがいづくりや高齢者の交流を図り社会参加を促進するため支援します。	延べ 4,620人	延べ 4,600人
イキイキ生きがい施設整備補助事業	高齢者の健康増進を図るため、運動施設および附属施設の整備に対して補助します。	0 か所	1 か所
高齢者センター運営事業	高齢者の教養の向上および生きがいづくりを図るため、高齢者センターを運営し促進をします。	1 か所	1 か所
屋内ゲートボール場運営事業	高齢者の健康維持と交流の促進を図るため、屋内ゲートボール場を運営し、利用促進します。	延べ 3,253 人	延べ 4,000 人
さんさん館運営事業	高齢者が介護予防活動や健康づくりの推進のため、さんさん館を運営します。	1 か所	1 か所
温泉等入浴利用券給付事業	高齢者の交流を深め、健康増進、生きがいづくりを図るため支援します。	延べ 7,352 人	延べ 8,200 人
高齢者への祝賀事業	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、市民が老人福祉についての関心と理解を深め、高齢者自身も時代とと	祝品贈呈 88歳 232人 99歳以上 44人	祝品贈呈 88歳 250人 99歳以上 50人

	<p>もに生きる意欲を盛り上げるため、長寿のお祝いを実施します。</p> <p>長寿祝賀事業 敬老会助成事業 合同金婚式</p>	<p>敬老会補助 8,933人 金婚式 73組</p>	<p>敬老会補助 9,500人 金婚式 100組</p>
--	--	-------------------------------------	--------------------------------------

## 2 高齢者の自立した安心安全な生活を支援

団塊世代の高齢化により、日常生活に援助を必要とする要援護高齢者の数は大きく増加し、その需要は多様化しています。ひとり暮らしや高齢者世帯、介護や支援が必要な状態になっても、自ら安心して地域で自立した生活を、要介護高齢者や介護者が維持できるように在宅生活の支援を行います。

### 主な事業（介護保険対象外サービス）

事業名	事業内容等	平成22年度実績	平成26年度見込み
訪問理容・美容料助成事業	外出が困難な要介護者の自宅で理容師又は美容師が理美容サービスを行う際の訪問理美容費用の一部を助成します。	延べ 523件	延べ 800件
高齢者等歯科保健推進事業	在宅の要援護高齢者に訪問歯科健診と歯科指導を実施し、口腔機能の向上および全身状態の改善を図ります。	延べ 140件	延べ 200件
緊急宿泊支援事業	介護者が急病等の緊急の事由により一時的に在宅で介護できない場合、要介護高齢者が通所施設に、宿泊した費用の一部を助成します。	延べ 3件	延べ 40件
日常生活用具給付・貸与事業	ひとり暮らし高齢者等に、火災警報器、緊急通報装置などを給付・貸与します。	緊急通報装置 201台 火災警報器 19 個	緊急通報装置 250台 火災警報器 20個

移送サービス事業	要介護高齢者が、通院または社会的等理由のためのハイヤーを利用した場合の費用の一部を助成します。	延べ 1,648件	通院費等助成事業 ・要介護高齢者の利用件数 延べ 2,000件
通院費助成事業	ひとり暮らし高齢者が、通院のためにハイヤーを利用した場合、費用の一部を助成します。	延べ 5,056件	・高齢者のみの世帯の利用件数 延べ 16,000件

### 3 高齢者の居住環境の整備

住宅は市民生活の重要な基盤であり、高齢者が長年住み慣れた地域の中で、安心、安全な住生活を実現できるよう、住宅・住環境の整備を進める必要があります。高齢者の身体状況に配慮した居住環境の改善を図るため住宅改良の相談・助言を行い、住宅改修支援事業を実施し、居室、トイレ、浴室等の整備を助成します。

また、国や県の動向を注視し、高齢者福祉施設を利用される方が、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかなケアを受けながら個人の尊厳を守り、個性や生活のリズムを保って暮らせるよう、宅老所等の福祉施設の維持整備に努めます。

社会福祉施設	事業内容等	平成22年度実績	平成26年度見込み
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難で、養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームへ措置します。	措置者数 31人	措置者数 35人
ケアハウス	独立して生活することに不安があり、家族との同居や援助を受けることが困難な者が入所します。	入所定員数 50人	入所定員数 50人



## Ⅷ 第1号被保険者保険料の見込み

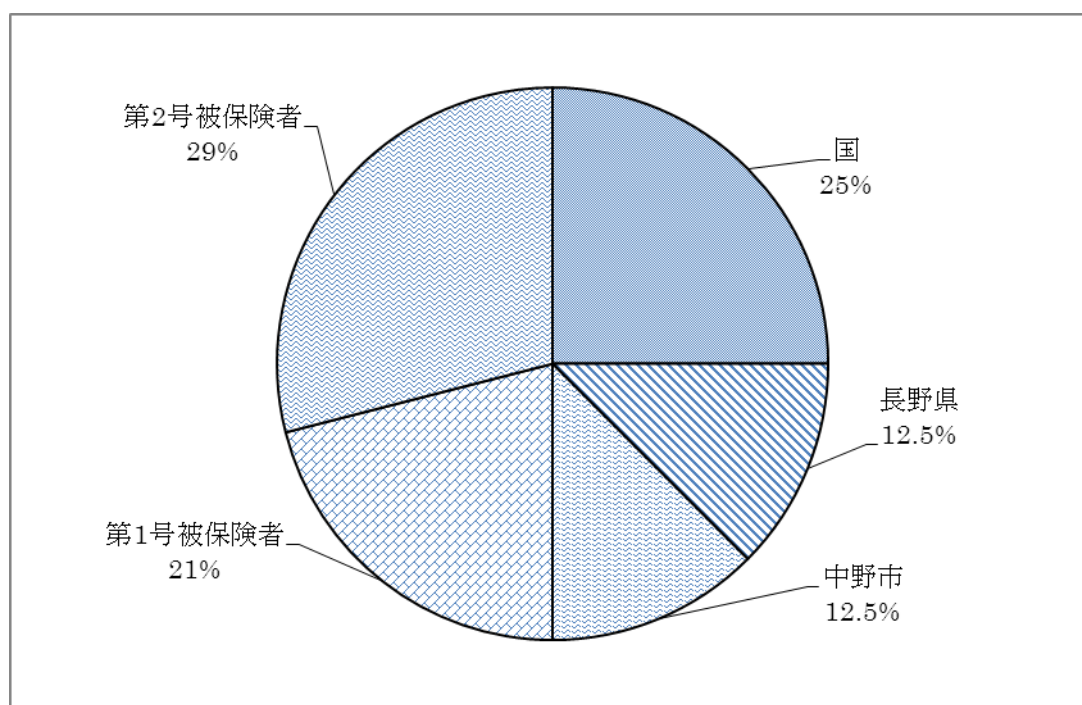
### 第1節 介護保険財源の内訳

Ⅳ～Ⅶにおいて、平成24年度から平成26年度における介護保険サービス、地域支援事業サービス及び高齢者福祉サービスの見込み、費用額について、述べてきました。

第5期介護保険事業計画においては、Ⅴ－第5節 各サービス別給付費の推移及びⅥ－第4節地域支援事業で述べた費用額を充足させる必要があります。

第5期介護保険事業計画における財源の内訳は政令で定められており、下表Ⅷ－①のとおりです。

表Ⅷ－① 第5期介護保険事業計画における財源内訳



第4期介護保険事業計画からの変更点として、第1号被保険者の保険料割合が20%から21%、第2号被保険者の保険料割合が30%から29%になったことが挙げられます。

第1号被保険者の負担割合が増えたことにより、後述する第1号被保険者の介護保険料の基準額も、第4期介護保険事業計画と比較して、上昇することになります。

## 第2節 第1号被保険者介護保険料必要額（介護報酬改定後）

第1節で述べた費用額のうち、21%が第1号被保険者の負担分となりますが、国及び県からの交付金があるため、実際の負担分は下表Ⅷ-②のとおりとなります。

表Ⅷ-② 第1号被保険者介護保険料必要額（単位：円）

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費 ①	3,221,778,438	3,412,230,903	3,518,260,371	10,152,269,712
特定入所者介護サービス費 ②	105,000,000	125,000,000	125,000,000	355,000,000
高額介護サービス費 ③	60,000,000	60,000,000	60,000,000	180,000,000
高額医療合算介護サービス費 ④	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000
審査支払手数料 ⑤	3,240,000	3,240,000	3,240,000	9,720,000
地域支援事業費 ⑥	101,903,000	108,216,000	111,397,000	321,516,000
小計 (⑦:①～⑥の合計)	3,501,921,438	3,718,686,903	3,827,897,371	11,048,505,712
第1号被保険者負担分 (⑧:⑦×21%)	735,403,502	780,924,250	803,858,448	2,320,186,200
財政調整交付金 ⑨	47,940,078	50,907,455	52,402,981	151,250,514
市町村相互財政安定化事業交付額 ⑩	—	—	—	17,420,605
第1号被保険者保険料収納必要額 (⑪:⑧-⑨-⑩)	—	—	—	2,151,515,081
第1号被保険者保険料賦課必要額 (⑫:⑪÷98%)	—	—	—	2,195,423,552

※財政調整交付金は、交付見込額ではなく第1号被保険者負担軽減分の金額。

※第5期介護保険事業計画における収納率を98%と想定。

平成24年度から平成26年度の3年間で概ね21億9,000万円余の介護保険料を第1号被保険者から納付していただく必要があります。

### 第3節 第1号被保険者介護保険料の負担割合と基準額（介護報酬改定後）

平成21年度から平成23年度が計画期間であった第4期介護保険事業計画においては、負担段階を所得と世帯状況に応じ、8段階（ただし第4段階は、2つに区分されています。）に分けられていました。

第5期介護保険事業計画においては、さらに細分化を行い、下表Ⅷ－③のとおり、9段階としました。（ただし、第3段階及び第4段階は、2つに区分されています。）

表Ⅷ－③ 介護保険料の負担区分

負担段階	対象者	負担割合	介護保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税であって、 老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.40	22,990円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、前年の 合計所得金額と前年の課税年金収入額の 合計が80万円以下の方	基準額×0.55	31,610円
第3段階－①	世帯全員が住民税非課税であって、前年の 合計所得金額と前年の課税年金収入額の 合計が120万円以下の方	基準額×0.75	43,110円
第3段階－②	世帯全員が住民税非課税であって、第3段階 －①に該当しない方	基準額×0.85	48,850円
第4段階－①	世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人は住民税非課税の方で、前年の合計 所得金額と前年の課税年金収入額の合計 が80万円以下の方	基準額×0.96	55,180円
第4段階－②	世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人が住民税非課税で、第4段階－①に 該当しない方	基準額×1.00	57,480円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が125万円未満の方	基準額×1.20	68,970円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	71,850円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.70	97,710円

第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	基準額×2.00	114,960 円
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上の方	基準額×2.20	126,450 円

※介護保険料は年額（円）

※前年の所得状況によって、一人ひとりの保険料の額は毎年変わります。

基準額は、年額「57,480 円」となり、それぞれの負担段階に応じた割合を乗じることで年間の保険料額が算出されます。月額に換算すると、月額「4,790 円」となります。

#### 第 4 節 低所得者に対する負担軽減施策

低所得者が介護保険を利用する際の利用者負担を軽減するため、以下の施策を行っていきます。

##### ① 社会福祉法人等による利用者負担額の減免

特に生計が困難で、一定の条件を満たしている者が、社会福祉法人等による介護サービスを利用した場合、その利用者負担のうち、1/4の額を社会福祉法人等が減免します。

##### ② 高額介護サービス費の支給

介護保険サービスを利用した場合、1割が利用者負担となりますが、下表Ⅷ－④の上限額を超えた場合、上限額を超えた分について、高額介護サービス費として支給（払い戻し）します。

表Ⅷ－④ 高額介護サービス費に係る自己負担の限度額（月額）

区 分		世帯の上限額	個人の上限額
生活保護の受給者の方等		15,000 円	15,000 円
世帯全員が 市町村民税 非課税で	老齢福祉年金受給者の方	24,600 円	15,000 円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等	24,600 円	15,000 円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方等	24,600 円	24,600 円
市町村民税課税世帯の方		37,200 円	37,200 円

### ③ 高額医療合算介護サービス費の支給

医療保険及び介護保険を利用している世帯内で医療と介護の両方を合わせた自己負担額が下表Ⅷ－⑤の限度額を 500 円以上超えた場合、上限額を超えた分について、高額医療合算介護サービス費として支給（払い戻し）されます。

表Ⅷ－⑤ 医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

区 分	後期高齢者医療 制度＋介護保険 (75 歳以上の方)	医療保険＋介護 保険 (70 歳～74 歳の方)	医療保険＋介護 保険 (70 歳未満の方)
現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上の方)	67 万円	67 万円	126 万円
一般 (市町村民税課税世帯の方)	56 万円	56 万円	67 万円
低所得者 (市町村民税非課税世帯の方)	31 万円	31 万円	34 万円
世帯の各収入から必要経費・ 控除を差し引いたときに所得 が 0 円になる方 (年金収入の みの場合 80 万円以下の方)	19 万円	19 万円	34 万円

### ④ 食費・居住費の負担限度額の設定

生計が困難で、介護保険施設、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用される場合、食費・居住費について、利用者の負担段階ごとに負担額の上限（下表Ⅷ－⑥）が設定されており、利用者負担が多くならないようにしています。

限度額を超えた分については、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。

表Ⅷ－⑥ 施設入所時の自己負担上限額（日額）

対象者	食費	居住費			
		従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 準個室
生活保護の受給者の方等	300 円	490 円 (320 円)	0 円	820 円	490 円
世帯全員が 市町村民税 非課税で	高齢福祉年金受給 者の方	490 円 (320 円)	0 円	820 円	490 円
	合計所得金額と課 税年金収入額の合 計が 80 万円以下 の方等	390 円	490 円 (320 円)	320 円	820 円

	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方等	650 円	1,310 円 (820 円)	320 円	1,310 円	1,310 円
--	--------------------------------	-------	--------------------	-------	---------	---------

⑤ 介護サービス利用奨励給付金の支給

住民税非課税世帯の要介護 1～要介護 5 の認定を受けている在宅の高齢者に、介護サービスを有効に利用していただき、在宅での自立した生活を支援するため、介護度に応じて介護サービス利用奨励給付金を支給します。11 月 1 日を基準日とし、4 月から 9 月の間で居宅サービスの利用実績がある者が対象となります。

## (参考資料1) 介護サービス基盤の状況(市内に営業所等がある指定居宅サービス事業者)

## ○指定居宅サービス事業

事業者名	住所	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	通所介護	通所リハ	生短期介護所	療養期介護所	福祉用具
しんしゅうなかの敬老園ヘルプーステーション	中野市西一丁目	○								
中野市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	中野市大字西条	○								
ヘルプーステーションえにし	中野市大字新井	○								
訪問介護事業所高社寮	中野市大字西条	○								
訪問介護みつわ	中野市大字三ツ和	○								
(有)インテリア・コーイング訪問入浴センター	中野市大字中野		○							
J Aアップル訪問入浴センター	中野市大字新野		○							
アライクリニック	中野市大字岩船			○						
医療法人今井こども病院	中野市大字岩船			○						
小田切医院	中野市中央三丁目			○						
くまき整形外科・リウマチ科クリニック	中野市大字一本木			○	○					
高野医院	中野市中央二丁目			○						
佐藤病院	中野市大字上今井			○	○					
関整形外科	中野市大字西条			○					○	
廣田医院	中野市中央一丁目			○						
訪問看護ステーションえにし	中野市大字新井			○						
訪問看護ステーションせせらぎ	中野市西一丁目			○						
訪問看護ステーションなかの	中野市西一丁目			○						
北信総合病院	中野市西一丁目			○	○					
J Aアップル・デイサービスセンター遊湯	中野市大字新野					○				
宅老所縁が和	中野市大字新野					○				
宅老所ぼぼんた	中野市大字新野					○				
宅老所めぐみ	中野市大字中野					○				
デイサービスセンターえにし	中野市大字新井					○				
デイサービスセンターながでんハートネット中野	中野市西一丁目					○				
デイサービスセンターながでんハートネット中野別館	中野市西一丁目					○				
デイサービスセンターながでんハートネット中野西	中野市西一丁目					○				
デイサービスなかの	中野市大字岩船					○				
中野市デイサービスセンターいこい苑	中野市大字西条					○				
中野市デイサービスセンターうまし苑	中野市大字笠原					○				
中野市デイサービスセンターさくら	中野市大字豊津					○				
中野市デイサービスセンターつどい苑	中野市大字安源寺					○				
和の家おぬま	中野市大字三ツ和					○				
ツクイ中野新井	中野市大字新井					○				
デイサービス暖暖	中野市大字岩船					○				
特別養護老人ホームふるさと苑	中野市大字穴田							○		
老人ホーム高社寮	中野市大字西条							○		
(仮称) フランセーズ悠なかの	中野市大字江部							○		
介護老人保健施設長寿の里	中野市大字上今井						○		○	
北信総合病院老人保健施設もえぎ	中野市大字吉田						○		○	
サクラケア中野事業所	中野市大字立ヶ花									○
シルバー介護ショップピュアケア	中野市西一丁目									○
J Aアップル福祉用具貸与事業所	中野市大字新野									○
三沢パイプ工業株式会社介護ショップまもるんるん	中野市中央二丁目									○
有限会社安心指定福祉用具貸与事業所なかの店	中野市三好町一丁目									○
計		5	2	12	3	16	2	3	3	5

○地域密着型サービス事業所

①認知症対応型共同生活介護

事業所名	事業所住所	定員(人)
グループホームこだま	中野市大字草間	9
グループホームなかの	中野市大字岩船	18
ツクイ信州中野サンフラワー	中野市大字吉田	18
ヒューマンヘリテージ安源寺	中野市大字安源寺	18
斑尾の森グループホームふるさと	中野市大字穴田	9
グループホーム風のコテージ	中野市大字間山	18
グループホームこうしゃ敬老園	中野市大字竹原	9

②認知症対応型通所介護

事業所名	事業所住所	定員(人)
宅老所やわらぎの家	中野市大字中野	12
宅老所ひなたぼっこ	中野市大字吉田	10
中野市デイサービスセンターつどい苑 (認知症対応型白山)	中野市大字安源寺	10
中野市デイサービスセンターうまし苑 (認知症対応型城山)	中野市大字笠原	10
中野市デイサービスセンターさくら (認知症対応型すみれ)	中野市大字豊津	12

③小規模多機能型居宅介護

事業所名	事業所住所	定員(人)
ニチイケアセンター信州中野	中野市大字安源寺	18

○施設サービス事業所

①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

事業所名	事業所住所	定員(人)
特別養護老人ホームふるさと苑	中野市大字穴田	70
老人ホーム高社寮	中野市大字西条	70
(仮称) フランセーズ悠なかの	中野市大字江部	90

②介護老人保健施設

事業所名	事業所住所	定員(人)
介護老人保健施設長寿の里	中野市大字上今井	140
北信総合病院老人保健施設もえぎ	中野市大字吉田	100

③介護療養型医療施設

事業所名	事業所住所	定員(人)
関整形外科	中野市大字西条	17

○居宅介護支援事業所 (ケアマネジメント)

事業所名	事業所住所
中野市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	中野市大字西条
北信総合病院 (地域ケア科)	中野市西一丁目
居宅介護支援事業所えにし	中野市大字新井
J A居宅介護支援事業所	中野市大字吉田
居宅介護支援事業所ひなたぼっこ	中野市大字吉田
しんしゅうなかの敬老園居宅介護支援事業所	中野市西一丁目
居宅介護支援事業所よろこび	中野市大字栗林
居宅介護支援事業所いずみ	中野市中央一丁目
やわらぎの家居宅介護支援事業所	中野市大字中野



## (参考資料2) 中野市老人福祉・介護保険事業計画策定懇話会委員名簿

(敬称略)

区 分	推 薦 団 体 等	委 員 氏 名
医療関係者	中高医師会	丸谷 和洋
	中高歯科医師会	夏目 千明
	中高薬剤師会	高野 秀樹
	北信総合病院	牧下 英夫
	佐藤病院	杉浦 宏子
福祉関係者	中野市民生児童委員協議会	小林 保
	北信圏域介護保険事業者連絡協議会	佐藤 清文
	中野市社会福祉協議会	宮寄 三雄
	中野市老人クラブ連合会	出川 国政
	中野市身体障害者福祉協会	畔上 昭
	中野市ボランティア連絡協議会	春原 良知
	老人保健施設もえぎ	小林 美香
	中野市介護支援専門員連絡会	小林 広美
識見を有する者	中野市区長会	小林 伸雄
	中野市保健補導員会	高橋 きく江
各年齢層代表	65歳以上	小林 伸光
	40歳以上 65歳未満	吉谷 眞由美
一般公募		高橋 美代子

## 中野市老人福祉・介護保険事業計画策定懇話会開催等経過

日 程	会 議 等	内 容
平成23年7月29日	第1回策定懇話会	・座長の互選について ・現行の老人福祉計画及び介護保険事業計画の概要と現状について
平成23年11月7日	第2回策定懇話会	中野市老人福祉計画・介護保険事業計画の施策について
平成23年12月27日	第3回策定懇話会	中野市老人福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
平成24年2月22日	第4回策定懇話会	中野市老人福祉計画・介護保険事業計画案について